

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
結果 1	<p>業務委託契約上で必須とされている委託先からの提出物には収受印が必要である</p> <p>令和5年度川越市GIGAスクール運営支援センター業務委託について、契約締結後7日以内に提出を要求している「業務従事者名簿」と、契約締結後の業務スケジュールの打合せから7日以内に提出を要求している「委託業務実施計画書」において、川越市教育委員会事務局処務規程第13条の規定により、その例によることとされる川越市文書管理規程第9条第1項において必要とされている川越市の収受印が欠けているため押印が必要である。</p>	教育指導課	○			令和6年度の業務委託については、委託先から提出のあった「委託業務実施計画書」等を収受し、押印していることを確認しました。今後も法令等を遵守まいります。
結果 2	<p>業務委託契約上で月1回以上の実施が必須とされている調整会議が未実施の月がある</p> <p>令和5年度川越市GIGAスクール運営支援センター業務委託について、契約書において「本件業務の円滑な推進のため、業務進捗状況の確認や方針協議等、毎月1回以上、調整会議を実施することとする」とあるが、令和5年12月の実施が確認できなかった。業務委託契約において定めた事項が実施されない状況にならないよう市として適切な働きかけを行う必要がある。</p>	教育指導課	○			令和7年度における調整会議の実施状況としましては、4月分(5月16日実施)、5月分(6月17日実施)と、月1回以上の会議実施ができております。今後も契約書に基づき、毎月1回以上の会議の実施を働きかけてまいります。
結果 3	<p>計画案件の修繕については競争入札の採用を検討する必要がある</p> <p>計画案件の修繕は計画的に行われるもので緊急の必要により行われるものではないはずであるが、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)として随意契約とし、競争入札としていなかった。ルールに則った契約事務を執行する必要がある。</p>	学校給食課	○			計画修繕については、競争入札や見積執行を適正に実施するよう、各給食センターに指示し、適正に契約事務が行われているか確認する体制といたしました。
結果 4	<p>令和5年度の外部の大学教授等へ支払う研修講師謝金の支払決裁において、決裁日の日付を決裁書に記載する必要がある</p> <p>研修講師に対する報償金は、外部の大学教授等に講師を依頼して、その謝金として報償金額の規程に基づき支払うものであるが、個別の支払にかかる決裁書を閲覧したところ、支払いに係る決裁書の決裁日欄に日付の記載がなかった。研修講師報酬金の支払いにおける所定の決裁手続をとった日を明らかにすべく、決裁書類へ決裁日付を記載する必要がある。</p>	教育センター	○			決裁手続きが電子化されたことから、記載漏れはなくなりますが、適正な事務処理について、定期的に職員で共通理解を図ってまいります。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 5	<p>備品購入費と修繕料の区別にあたり工事の実態に基づいた判断を行なう必要がある</p> <p>令和5年度において視聴覚室の音響設備等を更新する工事(工事代金:4,510千円(税込))が行われたが、設備の壊れた部位を直した際、当初の効用を上回らないものと市立高校では判断したため全額修繕料として処理している。しかし、工事の仕様書を閲覧したところ、新設機器設置という名目で各種新規の音響設備が列挙されているなど、本工事は原状回復にとどまるものとは言えないと考える。今回のように音響システムの故障によりその一部を撤去し新設した場合には、備品購入費で処理すべきであった。備品購入費と修繕料の区別にあたっては工事の実態に基づいた判断を行なう必要がある。</p>	市立川越高等学校	○			<p>工事請負費と修繕料の運用基準等を確認し、今後、設備の新設を行う際には、当該運用基準等を参考に、関係所属と設備等の内容及び性質を精査し、実態に基づいた判断を行うこととしました。</p>
結果 6	<p>備品現物が確認できない状況を1年以上放置している管理体制は改める必要がある</p> <p>令和5年度において財務会計システム(FAST)の現場での運用を開始しており、これに伴って現物に貼付するシールの貼り替え作業を行っているが、現物照合できなかった備品に対しては新シールが現物に貼付されておらず、監査訪問日(令和6年10月1日)においても現物に貼付できていない状況であった。財務会計システム(FAST)が稼働して1年以上経過した現在においてもこの状態が放置されている状況は看過できない。速やかに改善するとともに、今後においても確実に備品管理ができる体制を整える必要がある。</p>	市立川越高等学校	○			<p>備品の確認を再度行い、備品シールの貼付を行うとともに、管理担当職員と教員が半期ごとに備品の確認を行うこととしました。</p>
結果 7	<p>修学旅行時における引率教員の旅費の一部が学校徴収金(後援会費)から支出されている</p> <p>学校徴収金のひとつである後援会費の出納簿(令和5年度分)を閲覧したところ、修学旅行で引率する教員の旅費の一部が市立高校から後援会に対して請求されていた。請求内容としては修学旅行の訪問先の入場料などが記載されており、私費である学校徴収金と公費の支出が曖昧になっている状況が見受けられた。公費と学校徴収金の区分を明確にする必要がある。</p>	市立川越高等学校	○			<p>公費と学校徴収金の区分については、学校運営に係る経費の性質を踏まえ、内容についての検討を行い、公費と学校徴収金に関する基本的な考え方の整理を行いました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 8	<p>学年費会計の監査について、監査担当者を適切に任命した上で監査手続や監査報告を文書により明示し保管する必要がある</p> <p>川越市立高等学校会計事務処理規程によれば、学校徴収金事務に携わる者以外のもので校長が指定した2名以上の者が監査担当者として関係書類及び決算書類により監査を行い、監査終了後、結果を校長に報告することとなっている。しかし、学校徴収金事務に携わる事務長や教頭が監査業務も実施していた。これは上記規定に反する事務執行である。学校徴収金事務に携わる者以外の者を監査担当者として指定し、その者による監査業務が適切に遂行された上で監査手続や監査報告が文書で残されるようにする必要がある。</p>	市立川越高等学校	○			令和6年度の学年費会計の監査については、監査担当として、管理担当主幹及び進路指導部長の2名(いずれも学校徴収金事務に携わる者以外の者)を指定し監査を行い、監査結果を校長に報告するとともに文書で保存しました。
結果 9	<p>学年費会計において支払完了確認にかかる決裁を年度末にまとめて1年分行っている会計単位があるなど、ルールに反した経理業務がなされている</p> <p>川越市立高等学校会計事務処理規程では、支出手続について会計担当者は支出手続後速やかに現金出納簿に記入するとともに、支出伺書に領収書等の支払いを証明する書類を添付のうえ決裁関係者の確認を受けることとなっており、また、出納の確認については、毎月、前月分の収支に係る現金出納簿、金融機関の通帳、収入・支出伺書を添えて、決裁関係者の確認を受けることとされている。しかし、支出伺書を閲覧したところ、支払完了確認決裁が年間の収支報告書の承認と併せて年度末に実施されている会計単位があるなど、ルールに反した経理業務が検出された。</p>	市立川越高等学校	○			学年費会計に係る出納の確認方法については、各教員に対して周知を行い、川越市立高等学校会計事務処理規程に基づき適切に処理していることを確認しました。
結果 10	<p>職員勤務状況等報告書に退勤時間の記載がない教職員が存在する</p> <p>市立高校へ往査した際にその直近月(令和6年9月度)の全教職員の出退勤情報を「職員勤務状況等報告書」にて確認したところ、退勤時刻が1カ月のうち1日も登録されていない教員や退勤時刻が数日登録されていない者が数名検出された。勤怠記録は労働時間の把握や勤務状況の管理のために必要不可欠なデータである。また、教職員の適切な健康管理や労働環境の健全化を図っていくうえでも出退勤時間の未記載が常態化している場合には、長時間労働や過労を発見する機会を逸することになりかねないことから勤怠記録を徹底する必要がある。</p>	市立川越高等学校	○			教頭より、対象の教員へ指導を行うとともに、全体朝会、職員会議において全教員に対し出退勤時の打刻についての周知を再度行い徹底を図りました。 また、校長が職員の勤務状況について把握しております。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 11	<p>川越市大学奨学金支給決定通知書を送付する際の氏名の記載が誤っていた</p> <p>川越市大学奨学金支給対象者の選考結果については、支給決定通知書を郵送にて送付しているが、その内容を確認したところ、申請者の氏名を間違えて郵送したものがあつた。その誤りは申請者からの問い合わせにより発覚したものである。担当者へのヒアリングによると、申請者リストに川越市大学奨学金支給申請書の宛名が正しく記載されているかの確認が不十分であり、また申請者リストの作成者以外の者による確認も実施していなかったとのことである。再発防止のために、複数人による確認をルール化する等、チェック体制を構築する必要がある。</p>	教育総務課	○			申請者リストを作成する際は複数人での確認を徹底するとともに、書面を発行する場合など申請者リストの情報を使用する際は、再度申請者本人が記入をしている申請書類と突合を行うなど、チェック体制を構築しました。
結果 12	<p>第三次子ども読書計画の点検評価が網羅的に実施されていない</p> <p>第三次川越市子ども読書活動推進計画(以下「第三次子ども読書計画」という。)までの担当所管は教育指導課であったが、第四次川越市子ども読書活動推進計画(以下「第四次子ども読書計画」という。)の策定から担当所管が中央図書館に移行したことにより、第三次子ども読書計画の最終年度(令和4年度)の評価の取りまとめは中央図書館が行っている。当該年度の評価結果資料を閲覧したところ、未評価項目が散見された。立てた計画の点検評価が網羅的でないことは著しく不適切であり、今後は漏れなく点検評価を実施する必要がある。</p>	中央図書館	○			今後は適切な評価を行うことができるよう、事務移管に伴い曖昧になっていた役割を「中央図書館である」と明確にし、進行管理に係る担当内のチェック体制を整えました。
結果 13	<p>理科準備室の鍵と理科薬品庫の鍵は別々の保管とし、安易に鍵が手に入らない保管場所に保管する必要がある(川越市立川越小学校)</p> <p>理科準備室の鍵と理科薬品庫の鍵は同じ束として職員室の入口脇にある鍵掛けにかけられており、職員ばかりか児童やその他の者であっても容易に持ち出せる状況にある。理科薬品庫の中にある薬品は毒物・劇薬が保管されているため、その危険性を考えれば鍵は安易に不特定多数の者が持ち出せる場所に保管してはならない。理科準備室の鍵と理科薬品庫の鍵は別々の保管とし、安易に鍵が手に入らない保管場所に保管する必要がある。</p>	学校管理課	○			学校に対し、理科準備室と理科薬品庫の鍵を別々に保管するよう指示し、現地において理科準備室と理科薬品庫の鍵を別々に保管していることを確認しました。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
結果 14	<p>理科薬品等管理規定に従い、理科薬品の定期点検は学期末ごとに行うとともに、薬品使用時は薬品管理カードに必要事項を記載する必要がある(川越市立川越小学校)</p> <p>理科薬品等管理規定によれば、理科薬品の定期点検は学期末ごとを実施することになっているが、定期点検確認表を閲覧すると令和5年度は令和5年4月12日と令和6年2月27日の2回しか点検の記録が記載されていなかった。また、理科薬品は理科薬品等管理規定に従い、使用時に薬品管理カードに必要事項を記入することになっているが、一部の薬品管理カードを閲覧したところ、学期中は使用の記載が一切なく、点検時に現有量を確認し、その差分を点検時に使用したこととして記入しているとしか考えられない記載が見受けられた。理科薬品等管理規定に従った管理を行う必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、理科薬品等管理規程に基づいて、定期点検を学期末ごとに行うとともに、薬品使用時には、薬品管理カードに必要事項を記載するよう指導し、校長から所属職員に指導しました。</p> <p>令和7年度は、薬品管理カードに必要事項が記載されていることを確認しました。</p>
結果 15	<p>学校プール管理日誌の押印欄(体育主任、保健主事、教頭、校長)に押印が一切なされていない(川越市立川越小学校)</p> <p>学校プール管理規則において、学校プール管理日誌の記載及び校長への報告が規定されており、当該日誌の様式には、各責任者の押印欄が設けられている。しかしながら、令和5年度の全ての学校プール管理日誌に当該押印がなされていない。規則に従って押印する必要がある。</p>	教育指導課	○			<p>学校に対し、学校プール管理規則に基づいて、学校プール管理日誌に必ず責任者、校長が確認後、押印するよう指導し、校長から所属職員に指導しました。</p> <p>令和7年度は、学校プール管理日誌に責任者、校長の押印があることを確認しました。</p>
結果 16	<p>学校徴収金の現金については川越小学校会計事務取扱基準に基づき、学校に保管せず預金口座に預金する必要がある(川越市立川越小学校)</p> <p>川越小学校会計事務取扱基準によれば、学校徴収金の現金については預金口座を設けて預金し、現金は学校に保管しないこととされている。しかし実際には集金に時間がかかること、預金口座へ入金をする手間がかかること等から、即時入金がされておらず1か月以上現金が学校保管となっているものが見られた。その結果、学期末には出納簿と預金通帳の残金を一致させているものの、学校徴収金の出納簿と預金通帳の学期中の動きが一致していなかった。学校徴収金の現金については紛失等のリスクがあることから、学校保管とせず集金の都度預金口座に預金し、出納簿と一致させる必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、川越小学校会計事務取扱基準に基づき、学校徴収金に限らず現金は学校に保管しないことを指導し、校長から所属職員に指導しました。</p> <p>令和7年度は、集金後、速やかに預金口座に入金していることを確認しました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
結果 17	<p>修学旅行にかかる学校徴収金について、収支の記載がなされていない(川越市立川越小学校) 川越小学校会計事務取扱基準によれば、学校徴収金について監査を実施し、報告書を提出することになっており、修学旅行及び宿泊学習の会計については、終了後速やかに監査を行う旨の記載がある。これにつき、学校徴収金管理台帳「第6学年2学期学年費」には、修学旅行代金についての収入及び支出についての記載がなされておらず、修学旅行残金148,178円の記載があるのみであった。これでは収支の内容が一切分からず、会計報告として著しく不十分であると言わざるをえない。修学旅行にかかる学校徴収金については、収支の報告をする必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、川越小学校会計事務取扱基準に基づき、修学旅行等の校外学習については、出納簿を作成、収支の報告を行うよう指導し、校長から所属職員に指導しました。 その結果、令和5年度の修学旅行出納簿が作成されており、令和6年度以降については修学旅行出納簿の作成と併せて収支の報告がされていることを確認しました。 引き続き、適切に管理するよう学校訪問や校長会等で指導してまいります。</p>
結果 18	<p>返納処理済みの備品は速やかに処分する必要がある(川越市立高階小学校) 備品の管理状況を把握するために、放送室の備品の現物確認を実施したところ、平成19年に返納処理済みのシールが貼付された備品があった。適正な備品管理を行うためには、返納処理済みの備品は何年も放置することなく、速やかに処分する必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>返納処理済みの備品は、速やかに処分するよう、学校へ通知による指導を行いました。 放送室の返納処理済みシールが貼付された備品につきましては、廃棄処分いたしました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>
結果 19	<p>備品シールは、性質上または用途上やむを得ない場合を除き全ての備品に貼付する必要がある(川越市立高階小学校) 財務会計システム備品管理運用の手引きによると、備品には、性質上または用途上やむを得ない場合を除き備品シールを貼付し、市備品である旨を標示しなければならないと定められており、性質上または用途上やむを得ず備品シールを貼付できない場合でも、備品シール、備品ラベルは各課で保管し、必要なときに提示することとなっている。しかし、一部の備品について貼付可能であるにもかかわらず備品シールの貼られていない備品が見られた。また、やむを得ず貼付できない備品に対する備品シールや備品ラベルの保管は特に実施していないとのことであった。ルールを遵守する必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>令和7年度の備品実査では、備品シールの貼付忘れがないことを確認しました。備品シールを貼ることができないものについては、「備品シール貼付していないリスト」を作成し、備品に番号を直接書き込み、備品シールを保管することとし、当該リスト及びシールは事務室に保管されていることを確認しました。 引き続き、教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 20	<p>理科薬品等管理規定に従い、理科薬品の定期点検は学期末ごとに行うとともに、薬品使用時は薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある(川越市立高階小学校)</p> <p>理科薬品等管理規定によれば、理科薬品の定期点検は学期末ごとに行うことになっているが、定期点検確認表を確認すると令和5年度は令和5年9月5日以降実施されていない。理科薬品等管理規定に従って学期末に実施する必要がある。</p> <p>また、理科薬品は理科薬品等管理規定に従い、使用時に薬品管理カードに必要事項を記入することになっているが、一部の薬品管理カードに必要事項の1つである使用者の記載がないものがあった。理科薬品には毒物・劇物のものもあることから、その管理は厳重に行うべきであり、理科薬品等管理規定に従って薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、理科薬品等管理規程に基づいて、定期点検を学期末ごとに行うとともに、薬品使用時には、薬品管理カードに必要事項を記載するよう指導し、校長から所属職員に指導しました。</p> <p>令和7年度は、薬品管理カードに必要事項が記載されていることを確認しました。</p>
結果 21	<p>出納帳、領収証綴り、保護者宛会計報告の資料は年度ごとと学年ごとにも漏れなく適切に管理する必要がある(川越市立高階小学校)</p> <p>令和5年度の出納帳、領収証綴り、保護者宛会計報告の資料を確認したところ、その資料のなかに令和3年度1学期の出納簿が混入されていた。また、3学期の保護者宛会計報告が欠落していた。これらの資料は保護者から徴収した現金を、目的に従って適正に支出したことを証明する重要な資料であるため、その管理は厳格に行う必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、出納帳、領収証綴り、保護者宛会計報告の資料について、適切に管理するよう指導しました。</p> <p>なお、令和5年度の出納簿等に混入されていた令和3年度1学期の出納簿については、引継ぎ資料として複写したもののため、破棄しました。</p> <p>また、欠落していた3学期の保護者宛会計報告は、すでに作成済のものを出納帳等と一緒に保管しました。</p>
結果 22	<p>実査で確認できなかった備品について備品異動通知書により廃棄の報告をしているが、本来は事故報告書を作成、提出しその事実を報告する必要がある(川越市立富士見中学校)</p> <p>校内で作成、保管されている備品異動通知書を閲覧したところ、実査で備品現物が確認できなかった備品であるにもかかわらず異動理由が「使用不可。主管課処分」と記載されていた。本来、亡失した備品については川越市物品規則第29条(事故報告)に基づき、事故報告書によりその事実を報告する必要があるが、備品異動通知書による対応がなされており、規則とも事実とも異なる対応が行われていた。</p>	学校管理課	○			<p>実査で現物確認できなかったにもかかわらず備品異動通知書により廃棄報告していた備品は、その後発見しましたが、使用できない状態であったため、処分いたしました。</p> <p>また、川越市物品規則に基づき適切に保管するよう、学校へ通知による指導を行いました。</p> <p>引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 23	<p>薬品使用時に薬品管理カードへ必要事項を記入することが求められているが、ここ数年は定期点検時の点検結果のみが記載されており、使用時における記載がなされていない(川越市立富士見中学校)</p> <p>川越市立富士見中学校理科薬品等管理規定によれば、薬品の購入時、使用時及び点検時には薬品管理カードに必要事項を記入することになっているが、薬品台帳を閲覧したところ、前学期末の点検時より残量が相当量減少しており、薬品を使用したことが推測されるにもかかわらず使用時における記載がなされていない薬品が検出された。</p> <p>また、薬品量のサンプルチェックを実施したところ、残量が前学期末よりも相当量減少している薬品が検出された。使用時において薬品台帳へ必要事項を記入する運用がなされていないものと判断される。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、川越市立富士見中学校理科薬品等管理規定に基づき、薬品使用後は、薬品の残量(容器込みの重量)を天秤で計り、薬品管理カードに記録するよう指導し、校長から理科担当教員に指導しました。</p> <p>令和7年度は、薬品管理カードに必要事項が記載されていることを確認しました。</p>
結果 24	<p>薬品保管庫の鍵(暗証番号式)の管理について、管理者以外の者が簡単に知ることができないような状況にする必要がある(川越市立富士見中学校)</p> <p>薬品は理科準備室内のダイヤル式(暗証番号式)の鍵で施錠された薬品保管庫に保管されているが、鍵の暗証番号が薬品台帳にメモとして記載されているため、化学物質管理者以外の者も薬品台帳を閲覧することで薬品保管庫を解錠することが可能となっていた。理科準備室に入室できるのは化学物質管理者である理科主任の教員のみであるとの説明は受けたが、理科準備室と薬品保管庫の二重のセキュリティ管理を行う本旨を理解する必要がある。セキュリティ上暗証番号の管理にあたっては管理者と理科主任のみが知りうる状況にする必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、薬品保管庫の鍵(暗証番号式)については、薬品台帳に記載せず、管理者以外の者が簡単に知ることができないような状況にするよう指導しました。</p> <p>また、学校が薬品台帳に暗証番号を記載しないよう改善したことを確認しました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
結果 25	<p>学校徴収金の払出しを会計担当が自ら担当した場合は、会計担当以外の者が事務処理を行う必要がある(川越市立富士見中学校)</p> <p>川越市立富士見中学校会計事務取扱規程によれば、預金した学校徴収金を引き出す際は、請求書に基づき払出票に記載し、金額が書いてあるものに職印を押印することとなっている。令和5年度に発生した取引のうち、学校徴収金の会計担当が自ら物品を購入して精算を行っている取引の証憑類を確認したところ、領収書に押印されている職印が会計担当者の押印となっており、結果的に会計担当者以外の者の牽制がかからない状況で取引が完結していた。物品購入などの調達取引において、購入から支払までの一連の業務を一人の者に任せることは不正行為を容易に行う環境を生み出す行為である。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、学校徴収金の払い出し等について、購入から支払いまでの一連の業務を一人の者に任せるのではなく、会計担当者以外の者を含む複数の目で確認できる体制を整えることを指導し、学校で体制を整えたことを確認しました。</p>
結果 26	<p>支出が本来計上されるべき学期に計上されず、次の学期に計上されていた(川越市立富士見中学校)</p> <p>学校徴収金のうち教職員が立替払いをした場合には、会計担当に請求書等を提出し、会計担当は金額が書いてあるものに職印を押印したのちに精算処理が行われるが、立替払いから精算までに1か月以上時間を要している取引が検出された。</p> <p>学校管理課としては立替払いの運用は非常に限られたものを想定しており、基本的に立替払いを認めていないとのことであった。本件においては、立替払いから精算までに相当の時間が費やされた結果として、学期をまたいだ精算処理となり、支出が本来計上されるべき学期に計上されず、次の学期に計上されることになった。このようなことは厳に慎む必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、原則立替払いを行わないとともに、立替払いをした後は、速やかに精算を行うよう指導し、校長から所属職員に指導しました。その結果、立替払いはありましたが、速やかに精算処理を行っていることを確認しました。</p> <p>また、立替払いも含めた学校徴収金の取扱いについては、本指摘を全学校に共有し、適切な運用の徹底を指導しました。</p>
結果 27	<p>学校備品の実査の精度が不十分(川越市立初雁中学校)</p> <p>備品実査が適切に行われているかの確認やその精度の確認のためのサンプルチェックとして、図書準備室の保管場所別チェック表では「なし」と記載されていた図書について調査したが、当該図書は図書準備室のとなりの図書室に8点すべてが実在していた。</p> <p>司書教諭は当該図書について把握しており、備品の現物確認時に担当教諭が司書教諭に確認することで所在が把握できると思われる内容であり、図書準備室を探しただけで端的に無いと判断したと思われる。学校の財産である備品に対する意識の低さが感じられ、備品の現物確認の精度が不十分であると判断する。</p>	学校管理課	○			<p>令和6年度の備品実査で確認できなかった備品については、複数の職員で再度確認しました。見つからなかった備品については、正式な手続きを経て台帳から削除しました。</p> <p>令和7年度の備品実査では、すべて確認できました。今後、現物確認を徹底することとし、関係する複数職員でのチェック体制を整えました。引き続き、教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
結果 28	<p>所在不明備品の相当な期間の放置を改め、市の物品規則に則り、速やかに備品の亡失に係る事故の報告や不用の決定を行う必要がある(川越市立初雁中学校)</p> <p>備品の令和6年10月2日現在の所在不明リストを閲覧したところ、全体で46件の所在不明備品があった。このうち最後に実査で現物確認できた日が平成26年度のものが13件(約28%)、平成27年度のものが28件(約61%)ある等、所在不明のまま相当な期間放置されている備品が多数検出された。</p> <p>備品を亡失したときは、川越市物品規則に則って速やかに事故の状況及び内容について書面により市長に報告し、会計室長を経て会計管理者に通知するとともに不用の決定を行い、備品台帳から抹消する必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>備品を亡失した場合は川越市物品規則に基づき適切に対応するよう、該当する学校へ通知による指導を行いました。また全学校宛に備品実査の実施にあたって、適切に対応するよう併せて指導いたしました。</p> <p>所在不明だった備品は確認しましたが、使用できない状況であったため備品異動処理を行いました。</p> <p>引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>
結果 29	<p>理科薬品の定期点検は、理科薬品等管理規定に則り学期末ごとに行う必要がある(川越市立初雁中学校)</p> <p>理科薬品等管理規定によれば、理科薬品の定期点検は学期末に実施する旨の記載があるが、令和5年度は学期末ではない令和5年4月26日の1回しか点検の記録がなく、学期末ごとに実施されていない。</p> <p>また、一部の薬品管理カードを閲覧したが、いずれの薬品管理カードにも令和5年4月26日またはその近くの日で定期点検を実施した証跡がなく、薬品台帳定期点検確認表にのみ形式的に押印したことが疑われる。さらに薬品台帳定期点検確認表の記載によると、令和元年度から令和4年度までの4年間にわたって全く学期末の定期点検が実施された形跡がない。ルールに則る必要がある。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、理科薬品等管理規程に基づいて、定期点検を学期末ごとに行うとともに、薬品管理カードに必要事項を記載するよう指導し、校長から理科担当教員に指導しました。</p> <p>令和7年度は、薬品管理カードに必要事項が記載されていることを確認しました。</p> <p>また、各学校において、理科薬品等管理規程に基づき、適切に薬品等を管理するよう学校訪問や校長会等で指導しました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(結果)

令和8年2月1日現在

結果	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
結果 30	<p>理科薬品は購入時、使用時、点検時には、理科薬品等管理規定に従い、薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある(川越市立初雁中学校)</p> <p>理科薬品等管理規定によれば、理科薬品については購入時、使用時、点検時に薬品管理カードに使用・点検年月日、使用量、現有量、点検者を記入することになっている。しかし、塩酸、石灰石、エタノールの薬品管理カードを閲覧したところ、いずれの薬品管理カードにも、令和5年度は使用時及び点検時の必要事項の記入がなかった。</p> <p>一例として塩酸は、使用・点検年月日が令和5年3月25日の次は、1年以上期間が空いて、令和6年4月23日となっていた。理科薬品等管理規定に定められているとおり、購入時、使用時、点検時に薬品管理カードに必要事項を記入する必要がある。</p>	学校管理課	○			<p style="text-align: center;">理由・内容等</p> <p>学校に対し、理科薬品等管理規程に基づいて、定期点検を学期末ごとに行うとともに、薬品使用時等には、薬品管理カードに必要事項を記載するよう指導し、校長から理科担当教員に指導しました。</p> <p>令和7年度は、薬品管理カードに必要事項が記載されていることを確認しました。</p> <p>また、各学校において、理科薬品等管理規程に基づき、適切に薬品等を管理するよう学校訪問や校長会等で指導しました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 1	<p>校種間連携教育の目標を達成するための施策をもっと充実させるべき</p> <p>校種間連携教育の目標を達成するための具体的施策を担当者にヒアリングしたところ、管理職対象の研修会や、小中学校の教員同士の交流機会を確保するなどをしているとのことである。しかし、令和5年度末時点ですでに本事業の計画期間である5年間のうち3年間を経過したのにもかかわらず、未だ事業の検討、確認、単発の交流等に留まっている学校が見られる状況である。連携方法の工夫や他市町村の取組事例の実施等様々な角度から目標を達成するための施策を検討するべきである。</p>	学校管理課	○			<p>校種間連携教育の目標を達成するため、以下の取組を進めてまいります。</p> <p>1 構想について 小中9年間の学びの連続性を重視した教育課程の編成に着手します。「授業改善」及び児童生徒が毎日通いたいと思える「魅力ある学校づくり」へつなげます。そのために、これからの校種間連携教育に、「学級経営の充実」、「発達支持的生徒指導の推進」、「協働的な学習の基盤づくり」としての役割をもたせませす。</p> <p>2 方法について ・学級活動(自発的・自治的な活動)における教育課程の編成及び指導の重点整理を行い、学級経営の充実を図ります。 ・年4回の「校種間連携の日」を中心に進める。「見合う」、「共有する」、「実践する」、「整理する」、「実行する」の段階を設け、3箇年をかけて教育課程を編成します。</p> <p>3 成果指標について 全国学力・学習状況調査学校質問紙を活用します。</p>
意見 2	<p>かわごえミドルリーダー研修につき事業の在り方を含めた検討をすべき</p> <p>川越市教育委員会で発行している「令和5年度 川越市の教育」のかわごえミドルリーダー研修の事業予定では、各年度の研修参加人数は15人程度を想定しているが、令和5年度においては約半分の7名の参加登録となっている。ミドルリーダーは各学校の柱として中心的な役割を果たすことが期待される教職員であり、これからの学校運営の推進者となる人材であるが、令和5年度の参加登録人数が減少したことを受けて、担当課として事業の在り方を含めた検討をすべきと考える。</p>	学校管理課	○			<p>令和7年度は校長会での周知に加え、参加申し込みの前日にリマインドを行う事で参加者の確保に努めました。また、令和6年度において、研修内容を現状の学校課題や参加者のニーズに合うものとし、受講者の研修に対する自己評価の向上を図った結果、管理職による研修への推薦意欲や教職員の希望が増加しました。</p> <p>上記の取組により、令和7年度における研修生は16名と想定人数を上回ることとなりました。</p>
意見 3	<p>オールマイティーチャー配置校の選定過程について記録を作成すべき</p> <p>オールマイティーチャー配置校の選定について、選定及び承認過程を確認できる資料を特に作成していないとのことである。そうすると、適切に選定が実施されているのかどうかを確認することができないことになる。令和5年度において小中学校合計35校から申請があったなかで配置されたのが13校であり、およそ3分の2は申請するも配置されなかったことになる。このような選定過程の記録は次年度以降の選定にとって有用な情報となり得るものであり事務執行の有効性の観点から保存されるべきである。</p>	学校管理課	○			<p>令和6年度より、配置校の選定過程と人員の配置についての記録を作成することといたしました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	理由・内容等
意見 4	<p>指導者を団体で登録する場合は、団体名簿や事業指導者報告書を提出するよう指導すべき</p> <p>指導者を団体で登録する場合には、「地域人材活用事業」登録用紙提出時は団体名簿の提出を要請しており、「地域人材活用事業」事業報告書提出時は「地域人材活用事業」事業指導者報告書の提出を要請しているが、各学校の提出資料を確認したところ、それらが提出されていない学校が団体名簿においては2校、事業指導者報告書においては8校あった。提出するよう指導すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>令和7年度当初に「地域人材活用事業」の各学校からの提出書類について不足がないことを確認しました。</p> <p>また、指導者を団体で登録する場合には、団体名簿、事業指導者報告書を提出するよう学校に指示しました。</p>
意見 5	<p>「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の取組施策は「第三次川越市教育振興基本計画」に織り込むべき</p> <p>「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の「施策番号40 平和で思いやりのある社会づくり」の「取組施策1 平和意識の高揚」について、教育指導課が施策担当部署である旨の記載があるが、これに対応する「第三次川越市教育振興基本計画」の該当箇所を教育指導課に確認したところ、同計画においては具体的な記載が無いとの回答であった。上位計画である第四次川越市総合計画(後期基本計画)で取組施策とされているものは、下位計画である第三次川越市教育振興基本計画に反映すべきである。次期計画策定時には確実に織り込んだうえで、計画に基づき着実に実施すべきと考える。</p>	教育指導課			○	<p>「第三次川越市教育振興基本計画」については、令和7年度で最終年度を迎えるところであり、現段階において、平和に関する教育を取組施策として織り込むことは難しいと考えております。</p> <p>なお、次期計画においては、上位計画である川越市総合計画の取組施策を踏まえ、計画に基づき着実に実施してまいります。</p>
意見 6	<p>川越市小学生科学体験事業の対象児童を再検討すべき</p> <p>川越市小学生科学体験事業(サイエンススタディ事業)の実施趣旨は、子どもたちの科学技術や理科に関する興味・関心と知的好奇心や探求心を培い、理科学習に主体的に取り組む子どもの育成を図る点にある。しかしその一方で、体験事業への参加児童はそもそも理科に強い興味関心があり、知的好奇心旺盛な児童を校長が推薦するという選定過程を経ている。市立小学校から各1名の参加を基本としているとのことである。つまり、本事業に参加している児童はおよそすでに事業の実施趣旨を満たした児童といえよう。事業実施の有効性が乏しいものと考えられ、趣旨に沿った事業を実施すべきと考える。</p>	教育指導課			○	<p>令和6年度末において、今後における講師の確保や体験学習内容の工夫等の課題を踏まえた事業の見直しにより、令和7年度以降は本事業を実施しないことといたしました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 7	<p>川越市小学生科学体験事業の参加児童がどのような報告会を実施したのかを確認すべき</p> <p>川越市小学生科学体験事業(サイエンススタディ事業)は、市立小学校から各1名の参加を基本としており、終了後に各校で報告会を実施することが参加条件とされている。しかし、教育指導課に確認したところ、報告会の実施状況の確認は特に行っていないとのことであった。各校から児童1名に参加してもらい、その児童から小学校に報告会を行うことで理科学習への興味関心を持ってもらい、理科離れを解消することを目的としているのであるから、誰を対象としてどのような報告会が行われたのかを確認することは本事業を効果的に行ううえで重要と考える。</p>	教育指導課			○	令和6年度末において、今後における講師の確保や体験学習内容の工夫等の課題を踏まえた事業の見直しにより、令和7年度以降は本事業を実施しないことといたしました。
意見 8	<p>川越市中学生社会体験事業の未実施校がどのような代替策を実施したのかを確認すべき</p> <p>川越市中学生社会体験事業は、市立中学校全22校で実施することを原則としているが、受入事業所が見つけれないなど特別な事情のある場合には、代替策を講じることとされている。実際に令和5年度は福原中学校と大東西中学校の2校について職場体験活動が未実施となった。ここで、当該2校において、どのような代替策を実施したのかについて教育指導課は特段確認していないとのことであった。どのような代替策が講じられたのか、そしてその代替策が本事業の趣旨と照らし合わせて適切であるかを確認すべきと考える。</p>	教育指導課	○			当該2校において、職場体験活動が未実施となった代替策を実施することについては確認しておりましたが、その実施内容の詳細について、記録として残していない状況にありました。コロナ禍が明け、社会体験事業は全校実施の状況に戻ってはおりますが、今後も諸事情にて、代替策の実施がなされる状況の学校があった場合には、その代替策について確認を行い、記録を残してまいります。
意見 9	<p>川越市幼児教育振興審議会の会議要旨について市ホームページで遅滞なく公開すべき</p> <p>川越市幼児教育振興審議会について、市ホームページで会議ごとに会議要旨を公表してきたが、令和6年1月17日開催分については本監査時点(令和6年9月19日)において公表されていなかった。会議内容を知ることができないほか、会議自体が開催されたのかについても市民にとって分かりづらい状況である。上記分についても遅滞なく公表すべきと考える。</p>	教育指導課	○			令和6年1月17日開催分、令和6年5月10日開催分、令和7年1月17日開催分の川越市幼児教育振興審議会の会議要旨につきましては、令和7年5月22日時点で、市ホームページにて公表済となっております。今後の開催分につきましても遅滞なく公表してまいります。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 10	<p>トップアスリートふれあい事業の受講の機会が与えられていない児童がいる点を考慮すべき</p> <p>トップアスリートふれあい事業は平成19年度から開始され、市立全小学校で開催されてきたが、多くの小学校において14年間で累計3回実施されている。各校およそ5年に1回の頻度で開催されている状況である。受講対象となる児童は4～6年生を対象としている学校が多い状況である。上記の開催頻度と対象児童を考えると、川越市として長年継続して実施している事業であるにも関わらずそもそも受講の機会が与えられていない児童が生じていることになる。事業を有効なものにするとともに公平性の観点からも、開催頻度や開催方法を変えることを検討すべきと考える。</p>	教育指導課	○			令和7年度の実施から、5年間に1回、確実に実施できるように各学校に実施スケジュールを示し、各学校が実施の見通しをもてるような措置を講じました。
意見 11	<p>学校図書館図書の整備について、もっと図書標準の達成状況に応じた予算にすべき</p> <p>川越市立小学校の図書館図書の整備状況につき、文部科学省の定める学校図書館図書標準(以下「図書標準」)の冊数を最も満たしている小学校の令和5年度の予算額が、最も満たしていない小学校の令和5年度の予算額とほぼ同額になっている。また、川越市立中学校の図書館図書の整備状況につき、図書標準冊数を最も満たしている中学校の令和5年度の予算額が全22校で2番目に多額となっている。</p> <p>市立小・中学校において、図書標準の達成状況と予算額に相関関係がやや乏しいと思われる。より各校の図書標準の達成状況を意識した予算にすべきと考える。</p>	教育指導課			○	学校図書館図書標準は、学級数に応じて整備すべき蔵書の標準値ですが、児童生徒の利用頻度は反映されておりません。利用頻度の低い本を多く保有しつつ、学校図書館図書標準を満たすケースもあることから、検討を重ねた結果、現状において、学校図書館図書標準の達成状況に着目した予算配当は難しいと判断しております。したがって、児童生徒数の増減と関わりの深い学級数の増減に応じて、各学校の整備状況を鑑み、配当予算を決定することを基本としつつも、年数の経過に伴う劣化本等について、適正な廃棄を進めることで、将来的には、利活用のある蔵書による学校図書館図書標準の達成状況についても考慮してまいります。
意見 12	<p>中学校部活動指導員の円滑な業務遂行に関して、部活動指導員等に対する積極的なフォローをすべき</p> <p>川越市立中学校部活動指導員配置事業について、部活動指導員・顧問・校長・部員生徒からの意見では、「顧問教員との線引きが難しい」「教員にとって何が負担になっているのかを十分に聞き取りすべき」「生徒との関係性が築きにくい」といった意見が多数見られた。制度開始1年目の本制度に対する現場の意見は多岐にわたり賛否両論の状況と理解される。教育指導課としては相談の門戸を開くなどの対応を行っているとのことであったが、本事業を安定的に継続していくためには事業の滑り出しのタイミングで部活動指導員等に対する積極的なフォローが必要と考える。</p>	教育指導課			○	

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 13	<p>学校給食費について適正な月額との差額を市が負担していることについて今後の在り方を検討すべき</p> <p>学校給食費について、保護者から徴収する金額以上の賄材料費が発生しており、市が差額を負担している状況となっている。担当者からは、令和6年度までは国からの交付金があったこともあり据え置いてきたが、令和7年度以降は国の交付金は未定となっていることもあり、よく検討しなければならないと説明を受けている。原則的には賄材料費は保護者負担であるため、学校給食費の適正な月額との差額を市が負担していることについて、今後の在り方を検討すべきと考える。</p>	学校給食課		○		
意見 14	<p>学校給食センターの修繕について計画的かつ予防保全的な修繕をすることで緊急の必要による修繕を抑止し競争原理を導入すべき</p> <p>学校給食センターの修繕に係る書類を閲覧したが、閲覧したものはすべて契約の相手方の選定方法が1者随契となっており、業者選定理由として随意契約5号該当「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」となっていた。修繕が必要となる事象は突発的に発生することも多いと思われるが、これでは価格競争は行われず業者に緊張感が生じることもなく、高い修繕料を負担することになってしまう。計画的かつ予防保全的な修繕を行うことで突発的に発生する修繕を抑止し、予算を計画的かつ予防保全的な修繕へ配分し競争原理を導入することで修繕料を圧縮すべきである。</p>	学校給食課	○			計画的かつ予防保全的な修繕を行うことで、競争入札や見積執行を適正に実施するよう、各給食センターに指示をしたところ です。
意見 15	<p>学校給食の提供に欠かせない調理や衛生に係る消耗品については必要額の予算を確保すべき</p> <p>安全で安心な給食の提供のため、調理や衛生に最低限必要な消耗品を確保する必要があるが、これらを消耗品費として一律に予算を縮減すると、業務運営に支障が生じかねない。学校給食の提供に欠かせない調理や衛生に係る消耗品については必要額の予算を確保すべきである。</p>	財政課			○	予算査定にあたっては、所管課からの予算要求に基づき、ヒアリング等を通じて現状を把握したうえで、過去の決算状況等を踏まえて適正な予算配当となるよう適切に事務を執行しているところです。今後も引き続き、必要な予算配分ができるよう努めてまいります。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 16	<p>英語指導助手研修会において、授業における英語指導助手の活用についての研修や児童生徒への英語指導そのもののレベル向上についての研修内容を増やすべき 教育センターでは、年12回の英語指導助手研修会を開催し、英語指導助手の指導方法の工夫・改善、資質向上を図っているが、当該研修の実施内容の資料を閲覧すると、事務連絡やコンプライアンス・不正に関する内容の研修が多く(令和5年度は10回/12回が該当)、英語指導助手の英語指導そのものについての工夫・改善方法等に関する研修が少ないように見受けられた(令和5年度は2回/12回が該当)。確かにコンプライアンスや不正に関する研修は重要ではあるものの、英語指導そのものについての研修の頻度も上げていくべきと考える。</p>	教育センター	○			<p>令和7年度からは英語指導助手派遣契約を結んでいる派遣業者と連携・協働し、月例の研修に加えて長期休業中にも複数回の研修を行うとともに、英語指導に係る研修を重点的に実施してまいります。4月、5月の月例研修では、英語指導に係る研修を既に実施しました。</p>
意見 17	<p>英語指導助手の評価を教育センターが行うことが望ましいかについて検討すべき 自己評価シートによる教育センターの評価について、令和5年度においては全英語指導助手の能力評価5項目全てがB評価、業績評価も全てT2評価であった。教育センターによれば、能力評価についてA・C評価にするのは、観察記録等から行動や事実が明らかかな場合であり、また、業績評価においても目標を上回ったり下回ったりするような事実がなければT2評価とするとのことであるが、学校現場で勤務する英語指導助手と教育センターが日常触れ合う頻度が少ないことから、英語指導助手の評価を教育センターが行うことが望ましいかについて検討を行うべきと考える。</p>	教育センター	○			<p>本市においては、会計年度任用職員が所属する課が人事評価をすることとなっているため、引き続き教育センターが実施してまいります。なお、英語指導助手の学校での勤務状況については、教育センター指導主事等が学校を訪問した際の見取り、管理職からのヒヤリング等の内容によって把握しており、今後はさらに学校と連携して評価を実施してまいります。</p>
意見 18	<p>英語教育推進訪問において発見された課題や改善に向けての提案等についての顛末について把握し、記録を残すべき 教育センターでは、英語教育推進訪問として学期ごとに全市立小・中・高等・特別支援学校を訪問することで、英語指導助手の勤務状況及び活用状況等における課題を把握し、具体的な改善点について提案を行うとともに、課題及び改善提案を学期ごとにまとめて文書として記録しているが、当該事案についての顛末の記載(対応策を講じた結果の改善の有無など)の文書が見られなかった。英語教育推進訪問による英語指導助手の資質・能力の向上という目的を達成するためには、課題及び改善提案だけでなく、その先の顛末についても把握し、文書として記録に残すべきである。</p>	教育センター	○			<p>令和6年度の英語教育推進訪問から、課題や改善に向けての提案等だけでなく、その先の顛末についても文書に記録するよう事務手順を改めました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 19	<p>外国語活動・外国語科研究委員会での議論の内容について、議事録等の文書記録を残すべき</p> <p>外国語活動・外国語科研究委員会の令和3年度から令和5年度の委員会資料を閲覧したところ、次第や進行表等はあるものの、議事録が残されていない。議事録は、議論された意見や決定された内容等を、会議の参加者や関係者間で共有することで、過去の会議の流れを理解し、議論の内容を整理・今後の方向性を明確化し円滑な業務遂行に寄与するものと考えられるため、議論の内容について議事録等の文書を残すのが有用と考える。</p>	教育センター	○			令和6年度の外国語活動・外国語科研究委員会から、議事録を残すよう事務手順を改めました。
意見 20	<p>校内教育支援センター(校内学習室)の利用人数や活用状況について把握し、不登校児童生徒にとっての居場所として機能しているかの検証を実施すべき</p> <p>自分のクラスに入りづらい児童生徒が学習・生活できる学校内での居場所として、全川越市立小・中学校に校内学習室を設置しているが、当該校内学習室の実際の利用人数や活用状況について担当者に質問したところ、令和6年9月までは把握しておらず、令和6年10月より把握する旨の回答を受けた。不登校児童生徒は全国的にも増加傾向にあり、川越市としても取り組むべき喫緊の課題の一つであることから、校内学習室の設置効果の検証として、その利用人数や活用状況について適切に把握し、校内学習室が不登校児童生徒にとっての居場所として機能しているかの検証まで行うべきである。</p>	教育センター	○			令和6年10月から12月までの間に、担当指導主事が全市立小中学校を訪問し、活用状況等について把握しております。また、令和7年3月にも全校に調査を行い、活用状況を把握しました。今後については、月例の調査で活用状況を把握するとともに、指導主事による学校訪問でも把握してまいります。
意見 21	<p>不登校対策におけるICTの活用について、ICT環境の整備だけでなく、実際にICTが活用されているかについても把握すべき</p> <p>川越市では不登校対策の一環としてICTを活用し、不登校や不登校傾向にある児童生徒の支援の充実を図ることを施策の内容の一つとしており、Web会議アプリケーション(Google Meet)による授業の視聴、学習管理アプリケーション(Google Classroom)による不登校児童生徒と担任とのやり取り、学習保障としてデジタルドリルの活用など、別室や家庭でも児童生徒が学習し、学校とつながりを持てるようにICT環境の整備を行っているが、ICTの実際の活用については具体的な数字を把握していない状況である。ICT環境の整備だけでなく、実際の活用状況についても把握すべきである。</p>	教育センター	○			ICT環境の活用状況について、月例の調査で把握するとともに、指導主事による学校訪問でも把握してまいります。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 22	<p>いじめ関連以外の教育相談についてもアプリ等の導入について検討すべき</p> <p>川越市では、いじめ相談については面談、電話相談、いじめ相談電子窓口(メール)のほか、スマートフォン・タブレット・パソコンから情報を送ることができるいじめ等通報窓口「ときもスチューデントポスト」を導入している。ときもスチューデントポストでは児童生徒等が自分の周りや自分自身がいじめ関連で困っている状況を匿名で伝えることができる。しかし、いじめ関連を除いた教育に係る様々な相談については、面談又は電話に限られ、アプリ等を用いた相談をすることができない状況である。いじめ関連以外の教育相談についても、アプリ等の導入について検討していくことが望ましい。</p>	教育センター		○		
意見 23	<p>いじめ相談電子窓口(メール)でのいじめ相談について、その目的や役割について利用者の誤解がないように、市ホームページ上の記載方法を工夫すべき</p> <p>川越市ホームページにおいてメールでのいじめ相談の案内の記載があるが、返信まで日数(5日程)がかかり、回数も1回までとなっている。これにつき担当者に質問したところ、メール相談は、限られた質問に簡潔に答えるものであり、詳細な相談を希望する場合には直通電話を案内しているとの回答を受けた。確かに、市ホームページ上でも、「お急ぎの方や詳しい相談をご希望の方は、いじめ相談直通電話をご利用ください。」との注意書きがあるが、当該記載のみでは、当該メール相談に限られた質問に簡潔に答えるものであると理解するのには不十分と考える。</p>	教育センター	○			令和6年度中に市ホームページの記載を変更しました。「いじめ相談電子窓口」で独立したページとなっていたところを、「いじめ相談」というページにおいて「いじめ相談電子窓口」と「いじめ相談直通電話」を並列して記載・説明することで、それぞれの目的や役割が伝わるよう改善しました。
意見 24	<p>川越市いじめ・不登校対策検討委員会において議論した内容について、議事録等の文書記録を残すべき</p> <p>いじめ・不登校対策検討委員会の令和3年度から令和5年度の資料を閲覧したところ、次第等はあるものの、議論した内容が分かる記録は残されていなかった。議事録は、議論された意見や決定した内容等を、会議の参加者や関係者間で共有することで、過去の会議の流れを理解し、議論の内容を整理・今後の方向性を明確化し円滑な業務遂行に寄与するものであると考える。そのため、意見交換やプロセスについて議事録等の文書にて残すべきと考える。</p>	教育センター	○			令和6年度の川越市いじめ・不登校対策検討委員会から、議事録を残すよう事務手順を改めました。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 25	<p>スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等について、認知度のアンケート調査を速やかに実施すべき 令和元年度のアンケート調査によれば、SCやSSWを知らない保護者は、それぞれ32.5%、54.7%と高い割合であったが、令和2年度から令和5年度においてはアンケート調査を行っていないため、SCやSSWの認知度がその後向上したか否かは不明である。認知度が低い状況では、SCやSSW等が活用しきれていないと言いために、令和元年度に認知度が低い結果だったにも関わらず、令和2年度から令和5年度の4年度に渡ってアンケート調査を実施してこなかった状況は好ましくないと考える。速やかにアンケート調査を実施し、その結果に応じた対応を検討すべきである。</p>	教育センター	○			<p>令和6年度に実施したアンケート調査では依然としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの認知度は低く、令和7年12月にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの周知・活用を目的としたチラシを各学校から保護者に配布しました。</p>
意見 26	<p>国が定める理科教育備品等の充足率の達成に向けて努めるとともに、現有率の低い学校については充足率の向上に努めるべき 国の定める理科教育備品等の目標充足率は100%であり、川越市においても当該備品の充足率の向上に努めているものの、令和5年度の充足率の平均は小学校56.0%、中学校47.9%に留まっているとともに、学校ごとの充足率に差が生じている。備品の優先度や必要性を踏まえつつ、児童生徒が充実した理科教育を受けられるように、より一層の充足が必要であるとともに、充足率の低い学校に対しては、充足率の向上に努めるべきである。</p>	教育センター	○			<p>令和7年度以降の整備対象校について、各校の備品の現有率や、児童生徒一人あたりの現有率を参考にしながら、整備の計画を立てました。</p>
意見 27	<p>委嘱学校研究の研究集録について、令和3年度から令和5年度の研究結果を市ホームページで公開すべき 研究集録のデータについては川越市ホームページにも掲載し、学校関係者だけでなく保護者や市民も閲覧できるが、令和2年度以降の掲載がない状況である。令和2年度はコロナ禍で研究が止まっていたが、令和3年度より研究は再開されている。当該研究は、学校の教育活動をより深化・充実させ、教育指導上の課題を解決するものであるが、当該研究内容を学校だけでなく、保護者等も閲覧可能にすることは、保護者等の学校教育に関する意識を高め、その質の向上につながると思える。令和3年度から令和5年度の研究結果についても市ホームページ上で公開すべきである。</p>	教育センター	○			<p>令和6年度中に、令和3年度から令和6年度の研究収録を市ホームページで公開いたしました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 28	<p>特別支援教育に係る教職員研修達成度の指標について、アンケートによる自己評価だけでなく、客観的な目標達成度を測り、当該達成度を指標とすべき</p> <p>特別支援教育に係る教職員研修達成度の指標は、研修目的達成度のアンケートによる自己評価の平均であるが、当該自己評価はあくまで主観的なものであるため、当該アンケートのみで研修内容の理解の程度や習熟度を客観的に測ることはできず、研修達成度を測る指標としては不十分である。特別支援教育への理解を深めるという研修趣旨から考えると、単なる達成度アンケートだけでなく、理解度チェックを行い客観的に研修受講者の理解度を測り、その理解度の程度を指標として設定することが望ましいと考える。</p>	教育センター			○	<p>特別支援教育に係る研修について、研修参加者に対して、研修終了3カ月後にアンケートを実施し、研修内容を教育活動に活かしている研修参加者の割合を、第四次川越市教育振興基本計画の「施策4.多様な教育的ニーズに対応した教育の推進」「柱(1)特別支援教育の充実」「③特別支援教育の理解・啓発の推進」の指標にすることにしました。令和7年12月にアンケートを実施し、今後分析等を行ってまいります。なお、理解度チェックについては、指標にはしませんが、受講者の理解状況の把握のため、必要に応じて実施してまいります。</p>
意見 29	<p>教職員研修のうち重要なものについては、アンケートによる自己評価だけでなく、理解度チェック等の客観的な達成度を測り、当該達成度を指標とすべき</p> <p>川越市では、第三次川越市教育振興基本計画の「施策5.教育の質を高める環境の充実」の中で、研修目標達成度として、研修後のアンケートによる5段階の自己評価を指標としているが、アンケートによる自己評価はあくまで主観的なものであるから、重要な研修については、当該アンケートに加えて理解度チェックを行う等客観的に研修受講者の理解度を測り、その理解度を指標として設定することが望ましいと考える。</p>	教育センター			○	<p>特定研修の中で特に重要と捉えている研修について、研修参加者に対して、研修終了3カ月後にアンケートを実施し、研修内容を教育活動に活かしている研修参加者の割合を、第四次川越市教育振興基本計画の「施策5.教育の質を高める環境の充実」「柱(1)教職員の資質向上」「③喫緊の教育課題の解決に向けた研修の充実」の指標にすることにしました。令和7年10月にアンケートを実施し、回答についても分析を終え、次年度研修計画に反映させているところです。なお、理解度チェックについては、指標にはしませんが、受講者の理解状況の把握のため、必要に応じて実施してまいります。</p>
意見 30	<p>会計教育に関する研修等を実施すべき</p> <p>令和3年度から実施されている学習指導要領解説の中学校社会編、及び令和4年度から実施されている学習指導要領解説の高等学校公民編において、「企業会計」、「会計情報の活用」が明記され、学校教育における会計リテラシー教育が取り入れられているが、川越市においては教職員研修を含め、会計教育に関する施策は進んでいない状況である。子どもたちが企業の情報開示や会計リテラシーとして重要な説明義務(アカウントビリティ)を理解し、高度に情報化された現代社会で生きる力を身に付けるためにも、教職員の認知度の向上も含め、会計教育に関する研修等を実施していくべきである。</p>	教育センター	○			<p>令和7年度の「社会科授業スタンダード研修会」「社会科授業づくり研修会」で日本公認会計士協会の資料等を紹介し、周知・理解を図ります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 31	<p>教育センター施設の老朽化にあたっては、施設維持管理に係る中長期的な計画を策定し、大規模修繕も含め施設のライフサイクルコストの縮減に向けた取組を行うべき</p> <p>教育センターの3施設はいずれも老朽化が進んでおり、その竣工年度及び築年数は教育センターが1986年で38年、第一分室が1977年で47年、第二分室が1983年で41年である。また、老朽化に伴い、天井の雨漏り、トイレの不具合等小規模であるものの至る所で修繕が必要となっているが、不具合の箇所はその都度対応するといった対処療法的な手法で修繕が行われている。老朽化の進展とともに場当たりの対応では却ってコスト増となる可能性も考えられるため、ライフサイクルコストの縮減や施設の長寿命化に向けたシミュレーションを行う等、中長期的な計画を策定すべきである。</p>	教育センター	○			<p>教育センターの3施設については、第二期川越市個別施設計画（公共施設編）において、2026年度から2030年度の大規模改修の対象となる見込みです。今後も関係課と調整しながら施設維持管理に係る取組を進めてまいります。</p>
意見 32	<p>備品と同様にリース資産についても台帳管理を行った上で、定期的の実査を行うべき</p> <p>リース契約に基づき使用している機器（主にパソコン）については契約書の管理は行われているが、リース資産台帳は作成されておらず、また機器の実査についても当初搬入時と返却時のみに現物確認を行い、リース期間中においては特段実査を行っていないとのことであった。</p> <p>学校で使用する資産については備品であれリース資産であれ、市の支出を源泉としている点は変わらないのであるから、資産が私物化されていないこと、遊休化されることなく適切に使用されていること等を把握するために管理台帳を作成し、定期的の実査を行うことを検討すべきである。</p>	市立川越高等学校	○			<p>リース契約に基づき使用している機器については、管理台帳を作成し、四半期毎に現物確認を行うこととしました。</p>
意見 33	<p>理科薬品の管理に関する明文化されたルールを策定すべき</p> <p>理科薬品についてはその受け払いにあたり継続的に出納簿に記録しているが、その管理については明文化されたルールが存在しないとのことであった。理科薬品は毒性、可燃性などの性質を有する危険物であり、事故を防止するために教職員間で高い意識を共有する必要があることは言うまでもない。そのため、管理責任者や薬品管理箱の鍵の管理、廃棄方法等、理科薬品の管理に関するルールを制定する必要があると考える。</p>	市立川越高等学校	○			<p>理科薬品の管理に関するルールについて、川越市立川越高等学校理科薬品等管理規程を定めました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 34	<p>利用頻度が低下している食堂施設は、中長期的な課題として食堂施設の継続利用について検討すべき</p> <p>生徒、教職員に昼食を提供する目的で食堂が常設されており、この食堂は教育行政財産使用許可を出して外部業者が運営している。食堂の通常使用時の席数は72席と生徒の人数に比して少ないが、利用する生徒はもっと少なく概ね1日当たり10～20人とのことである。食堂施設を継続利用するか議論が分かれるところと思われる。今後多額のメンテナンスや更新投資が必要となったときに、その投資に見合ったサービスを提供できるかどうかの判断が求められることとなる。その判断には相当程度の時間がかかることが想定されるため、速やかに食堂施設の継続利用にかかる検討を開始すべきと考える。</p>	市立川越高等学校		○		
意見 35	<p>滞納分の貸付金の償還率を上げるような施策を検討すべき</p> <p>滞納分の貸付金の償還率をみると年々下がっている。償還率については毎年目標値を定めているが、達成できていない状態にあることであった。滞納が常態化すると市の支援としても見直しを検討することになり、本当に必要な人へ資金が行き渡らなくなるおそれもある。滞納者から貸付金を回収する方法を改めて検討すべきである。</p>	教育総務課	○			<p>滞納分の償還率引き上げのため、令和7年1月以降、下記取組を重点的に実施しました。</p> <p>①督促状及び催告書の送付 ・納付のない者、文書に対する反応がない者については、貸付者本人、保護者のみならず連帯保証人にも積極的に文書を送付することで、納付を働きかけてきました。</p> <p>②臨宅調査の実施 ・文書催告、電話催告を行っても返済がない滞納者については、債務者本人及び連帯保証人と接触するため、臨宅調査を実施し、事態の改善を試みてまいりました。</p> <p>③収納対策課との連携の強化 ・徴収困難案件に関するアドバイスや、債権徴収事務移管についての協議を行い、滞納分の償還率引き上げの手法を検討いたしました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 36	<p>就学援助のオンライン申請を令和8年度の申請から確実に導入するとともに事前周知を充実させることで申請者の利便性の向上に尽力すべき</p> <p>就学援助は市の義務であるが、保護者の申請によってはじめて援助の可否が判定される制度である。児童生徒の保護者が援助を受けるためには、保護者が制度の存在を知った上で自ら申請することが必要であるが、現在の就学援助の申請方法は手書きのみとなっている。就学援助を潜在的に必要とする保護者へ必要な援助を届けるべく、オンライン申請をシステム標準化終了後となる令和8年度の申請から確実に導入するとともに事前周知を充実させることで、申請者の利便性の向上に尽力すべきである。</p>	教育財務課		○		
意見 37	<p>各地区子どもサポート委員会の評価指標は新規加入委員数だけでなく、在籍人員数についても設定すべき</p> <p>第三次川越市教育振興基本計画の施策7「家庭・地域の教育力の向上」では「各地区子どもサポート委員会新規加入委員数」が指標の一つとして設定されている。基準年(令和元年度)から毎年新規加入委員数は増え続け、令和5年度時点で既に目標値(令和7年度までに70人増)に到達している。しかし、令和5年度末における充て職を除く在籍人員数は前年末比で10人減少しており、この点に着目すると、当初に計画したイベントが予定通り行えないなど活動に支障が生じる可能性も否定できない。在籍人員数が減少している事実にも着目した上で、在籍人員数に関する目標値も設定すべきである。</p>	地域教育支援課			○	<p>第三次振興基本計画では体制の充実という観点から、新規加入者委員数という数値目標が設定されていましたが、次期振興基本計画においては、事業効果をより適切に測定できるよう、「地域の特色を生かした体験活動」への満足度(%)を指標に設定する予定です。</p> <p>(※各地区の子どもサポート委員会において、「地域の特色を生かした体験活動」参加者アンケートの満足度を5段階で評価した際、上位3つの評価(満足していると感じる評価)が占める割合。)</p>
意見 38	<p>川越子どもサポート事業の業務委託先である各地区子どもサポート委員会の抱える実情を把握し適切なサポートをすべき</p> <p>子どもサポート事業の活動は市内に14ある各地区の子どもサポート委員会に業務が委託され、令和5年度は1地区あたり14万円が業務委託費として支払われている。令和5年度においては3地区において事業計画の変更に伴う委託費の戻入が生じていた。うち1地区については戻入額が7万6千円と当初計画値の5割近い金額となっている。この地区については充て職を除く子どもサポート委員がこの1年で5名純減するなど持続可能な運営という視点で課題が生じているものと推察される。地区ごとに異なる実情を適切に把握し、適切なサポートをすべきと考える。</p>	地域教育支援課	○			<p>戻入額が多かった古谷地区及びその他見直しが必要な地区について、子どもサポート委員会に地域教育支援課が直接介入し、課題を聞き取りながら組織体制や運営方法の見直し等サポートを行いました。</p> <p>その結果、令和6年度においては、1地区あたり12万6千円を業務委託費として支払いましたが、事業計画の変更に伴う戻入はありませんでした。</p> <p>また、子どもサポート事業について、開始から20年過ぎていることから、子どもサポート専門部会において事業の在り方を協議し、目的等を整理しました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 39	<p>第四次子ども読書計画の施策の進捗を評価するために年度ごとの目標値を設定し、評価を行うべき</p> <p>第四次子ども読書計画の進捗状況や達成状況は事業点検シートにて評価を行っている。数値目標のある施策の評価については、令和7年度の目標値と評価年度の実績値からその達成率を算出(評価年度の実績値÷令和7年度目標値)し評価を行っているが、令和7年度の目標値はあくまでも第四次子ども読書計画の最終目標である。現在の算定方法では計画最終年度までの各年度でどのように事業を進捗させていく予定なのかが不明確である。今後は単年度の目標値についても設定し、年度ごとに当該単年度目標と実績値とを比較した評価を行うべきである。</p>	中央図書館	○			第五次子ども読書活動推進計画において、年次目標を設定しました。
意見 40	<p>事業点検シートにおける数値目標のある施策の評価について、評価基準と整合しない評価が行われている</p> <p>第四次子ども読書計画の進捗状況や達成状況について、事業点検シートにて評価を行っており、数値目標のある施策の評価については、達成率を算出し、それに基づき評価を行う旨の記載があるが、当該達成率を基にした評価とは異なる評価が付されている項目がいくつか見られた。評価基準については必ずしも画一的に評価することが適切でない場合もあるものの、評価基準に基づく評価を行う旨の記載があり、その評価の正確性を担保する観点から、評価基準に基づく評価を行うべきであるが、例外的にその評価基準を逸脱する評価を行う場合には、その理由を記載すべきと考える。</p>	中央図書館	○			第五次子ども読書活動推進計画において、評価基準を照合できる数値目標を設定しました。
意見 41	<p>第四次子ども読書計画の施策については、数値による目標設定を増やすべき</p> <p>第四次子ども読書計画については、施策が41個あるが、定量的な数値目標を設定している施策は12個に留まっており、残りの29個については定性的な目標となっている。施策自体が定性的であり、そもそも数値目標の設定が難しい施策もあるものの、例えば、施策7「成長段階に合ったお薦め圖書の紹介冊子の作成」について目標紹介冊子数を設定することや、施策21「学級訪問・学級招待の実施」について目標学級訪問率を設定する等、数値目標の設定が可能と思われる施策も多く見られる。目標を定量化できる施策については、数値目標を設けることが有用と考える。</p>	中央図書館	○			第五次子ども読書活動推進計画において、すべての目標を定量的な数値目標として設定しました。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 42	<p>中高生向けSNSによる情報発信について、より効果が発揮されるような発信を行うべき</p> <p>第四次子ども読書計画の施策10「中高生に対する利用促進」に「SNSを活用した情報発信」を行うとの記述があるが、令和5年度及び本監査実施時点(令和6年10月)まで未実施とのことである。中高生の図書館利用促進に、SNSによる情報発信は有効な手立てになり得ると考えられるため、効果的な発信とすべく市公式Xフォロワーの中高生割合の分析、情報発信の頻度、中高生が図書館を利用したくなるような魅力的な内容の発信等を検討・実施することが有用である。ホームページ上の記載を単に川越市公式Xに転載するのみでは効果は薄いと考えられるため、適切に検討・実施すべきである。</p>	中央図書館	○			<p>SNSによる情報発信については、令和7年度からLINEによる情報発信を拡充するなど取組を進めてまいりました。今後、図書館ホームページ内に中高生向けコンテンツを設定し、より効果的に読書の楽しさを発信してまいります。</p>
意見 43	<p>特別支援学校との連携について具体的な取組計画を策定すべき</p> <p>第四次子ども読書計画の施策17「特別支援学校等との連携」について、令和5年度において特別支援学校への学校訪問等を実施したものの、具体的な特別支援学校等との連携方針や取組計画については策定・実施されていない状況である。図書館利用に困難のある子どもの読書を支援していくには、特別支援学校等と連携を図っていくことが重要であることから、特別支援学校と意見交換を実施するなど本格的に事業を進めることで、学校や児童生徒のニーズを把握し、具体的な連携方針・取組計画を策定・実施していくべきである。</p>	中央図書館	○			<p>特別支援学校等からの依頼に基づき出張おはなし会を実施するなど、学校や児童生徒のニーズを踏まえた取組を実施しております。今後も特別支援学校等と連携し、児童生徒の特性に応じ丁寧に取り組むを推進してまいります。</p>
意見 44	<p>学級訪問後にアンケートを取る等、学級訪問の実施によって子どもの読書意欲が向上したかについての効果測定を実施すべき</p> <p>図書館では、小学3年生に学級訪問を実施しているが、訪問後にアンケート等のフィードバックは行われておらず、当該学級訪問の実施により子どもの読書意欲が向上したか否かの効果の程は不明である。学級訪問後に「実際に本を読みたくなった」「図書館に足を運んでみようと思う」といった項目のアンケートを実施し、学級訪問の実施によって子どもの読書意欲が向上しているかについての効果測定を実施すべきである。</p>	中央図書館	○			<p>訪問後のアンケートを実施し、こどものその後の本への向き合い方の変化や、学級にどのような反応が見られたかなどについて、確認いたします。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 45	<p>中学生を対象とした学級訪問等について具体的な検討をし、中学生への読書機会の提供につなげていくべき</p> <p>第四次子ども読書計画の「第2章 第三次計画期間における取組と課題」の中で、「小学校高学年や中学生への読書機会の提供が少ない」との課題認識があり、また、施策21に「中学生を対象とした学級訪問の実施を検討」と記載があるが、担当者に実施予定年度や実施対象学年、校数等を質問したところ、検討に時間を要するため現段階で実施予定はないとの回答を受けた。中学生に読書機会を提供していくために、中学校への学級訪問等について具体的な検討をすべきである。</p>	中央図書館	○			<p>学級訪問について実施予定はありませんが、中学生に読書機会を提供していくために、学校、学校司書等と連携して、本を紹介する機会を増やすなどの対応を実施してまいります。</p>
意見 46	<p>団体貸出を利用していない学校について、その理由を把握するとともに利用校数を目標設定すべき</p> <p>令和5年度に団体貸出を利用していない学校は、小学校が8校で25%、中学校が16校で72%である。団体貸出の利用校数に対する目標値の設定について担当者に質問したところ、団体貸出は学校や教職員の意向によるため目標値は設けていないとの回答を受けた。</p> <p>また、未利用の理由について担当者に質問をしたところ、具体的な理由については把握していないとの回答を受けた。団体貸出は、第四次子ども読書計画においてもその利用促進を目指していること等から団体貸出を利用していない学校についてその理由を把握するとともに、利用校数についても目標値を設定すべきである。</p>	中央図書館			○	<p>団体貸出については、学校からの依頼によるものであり、目標設定は行いませんが、全校実施に向け校長会において周知し、利用を促しました。</p> <p>また図書主任会や学校司書研修において、団体貸出の利用を周知し、未利用校の意向を確認するとともに、今後の利用を働きかけてまいります。</p>
意見 47	<p>団体貸出実施の際には、アンケートを取る等、団体貸出における学校からの評価を把握・分析し、今後の選書に生かしていくべき</p> <p>団体貸出を実施した後、貸出した本についての学校からの評価(例えば、適切な本であったか、適切な量であったか等)をアンケート等の実施により把握して内容を分析し、今後の選書に生かすような仕組みづくりが有用であると考えます。</p>	中央図書館	○			<p>返却時のアンケートにより、学校図書館を支える役割を果たしているか確認し、選書に反映してまいります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 48	<p>小学生向けリーフレットは、ホームページへの掲載や図書館カウンター等に常置するだけではなく、小学校にて配布する等の工夫をすべき</p> <p>図書館では児童生徒の読書活動の推進を図るため、小学生向けに推薦図書に掲載したリーフレットを年4回作成し、図書館ホームページに掲載する他、市立図書館や分室、川越市児童センターこどもの城のカウンター等に常置して自由に持ち帰れるようにしているが、学校での配布は行っていない。より多くの小学生の読書活動の推進を図るためには、むしろ普段図書館を利用しない児童にリーフレットを届ける方が効果的ともいえる。教育指導課等とも連携しながら、学校経由で当該リーフレットを配布する等の工夫をすべきと考える。</p>	中央図書館	○			図書館のシステム更新に合わせ、図書館ホームページ内に小学生向けコンテンツを設定し、紙に代わる方法として学習者用タブレットの活用を図り、より効果的に読書案内を広報します。
意見 49	<p>中学生向けリーフレットは、対象学年を広げて配布の頻度を増やすべき</p> <p>図書館では児童生徒の読書活動の推進を図るため、中学生向けに推薦図書に掲載したリーフレットの冊子を作成し、図書館ホームページへの掲載、かつ市立図書館や分室のカウンター等に常置して自由に持ち帰れるようにしているほか、簡易版を中学1年生全員に中学校経由で配布を行っている。しかし、その作成・配布は年1回と頻度が少なく、また、中学校での配布についても対象が1年生のみで範囲が狭い。中学生の図書館利用を増やし、児童生徒の読書活動を推進するためには、当該リーフレットの配布頻度を増やすとともに、直接配布対象の学年範囲を広げるべきである。</p>	中央図書館	○			図書館のシステム更新に合わせ、図書館ホームページ内に中学生向けコンテンツを設定し、紙に代わる方法として学習者用タブレットの活用を図り、より効果的に読書案内を広報します。
意見 50	<p>バス利用による博物館学習について、児童への直接的な効果測定も実施すべき</p> <p>市立小学校全校の小学3年生と小学6年生の全児童を対象にして、川越市立博物館での展示解説等を実施している。実施後に博物館は効果測定のため各学校の教員にアンケートを実施している。令和5年度の当該アンケート結果はおおむね高評価であった。教育者である教員の声を聴くことは、今後の博物館学習を行ううえで一定の効果があると考えますが、児童の感想とは必ずしも一致していないかもしれない。本事業をより効果的に実施するために、教員へのアンケートに加え、児童へもアンケート等の効果測定を定期的実施すべきと考える。</p>	博物館	○			バス利用による博物館学習の実施後に学校から博物館に提出するアンケートに、令和7年度より児童からの意見・感想を記載する項目を新たに設け、今後の事業のために効果を確認することとしました。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 51	<p>博物館職員による訪問授業について、児童生徒への直接的な効果測定も実施すべき</p> <p>市立小・中学校・特別支援学校、市内の県立特別支援学校等の要請に応じて行っている訪問授業について、実施後に博物館は効果測定のため各学校の教員にアンケートを実施している。令和5年度の当該アンケート結果はおおむね高評価であった。教育者である教員の声を聴くことは、今後の訪問授業を行ううえで一定の効果があると考え、児童生徒の感想とは必ずしも一致していないかもしれない。本事業をより効果的に実施するために、教員へのアンケートに加え、児童生徒へもアンケート等の効果測定を定期的実施すべきと考える。</p>	博物館	○			博物館職員による訪問授業の実施後に学校から博物館に提出するアンケートに、令和7年度より児童からの意見・感想を記載する項目を新たに設け、今後の事業のために効果を確認することとしました。
意見 52	<p>備品管理システムについては一元化すべき(川越市立川越小学校)</p> <p>備品管理については、市役所が導入している財務会計システム(FAST)と、独自に開発された備品サブシステム(FAST導入前から川越市立全小中学校にて使用)の二重管理が行われている。備品の設置場所等の情報は、FASTには登録しておらず、備品サブシステムに登録しているため、備品の実査は備品サブシステムのデータを用いて行われている。備品管理において別々のシステムでそれぞれにデータ管理することは、手間がかかり非効率であることのみならず、情報変更が生じた際のミス等が生じやすく、整合性が取れなくなる恐れがあることから、FASTに一元化すべきである。</p>	教育財務課		○		

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 53	<p>備品サブシステムにおいて、品名の頭に【特】【共】がついていない特定備品・共通備品がある(川越市立川越小学校) 平成22年4月1日より、備品基準が改正となり、価格基準の金額が増額され、特定備品についてその一部については対象から外れることとなった。改正後の基準に照らして、特定備品に該当する備品は品名の頭に【特】と表示するルールとなっているが、備品サブシステム上では一部の特定備品に当該【特】が表示されておらず、それが改正後も特定備品なのか、特定備品から外れた備品が残ってしまっているのかが判断できない状態となっている。共通備品についても同様に【共】が表示されていないものが見られる。備品サブシステムはFASTとの整合性を確認し、使用について検討すべきである。</p>	教育財務課		○		
意見 54	<p>学校備品の実査についてルールが定められていないため、川越市全体で統一的なルールを作成し、それに従って学校備品実査を行うべき(川越市立川越小学校) 学校備品については年に1度実査を実施しているが、当該実査についてのルール(現物チェックの時期・方法、チェック表の保管等)が規程等に示されておらず、現状は過去からの慣習にしたがって実査を行っているとのことである。小中学校ごとに実査のルールを変える必要は無いと思われるため、川越小学校のみならず川越市立小中学校統一の学校備品の実査についてのルールを定め、当該ルールに従って備品実査を行う必要があると考える。</p>	学校管理課	○			学校備品の実査の実効性を確保するため、学校備品の実査について統一的な内容を定め、それに従って実施するよう各学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。
意見 55	<p>学校備品の実査については確認後の最終的な顛末まで記載すべき(川越市立川越小学校) 令和5年度の備品実査において使用されたチェック表は保管されていたものの、チェック表で「実査場所に現物なし」と記入されていた備品の最終的な顛末(別室で見つかった、見つからなかったなど)が、本監査時点(令和6年9月2日)においても記載されていなかった。実質的に実査を完了させていない状況であるため、確認後の最終的な顛末まで記載すべきである。</p>	学校管理課	○			所在不明となっている備品について、最終的な顛末を記載する等、実査完了まで適切に対応するよう、学校へ文書による指導を行いました。また、全校宛の備品実査の実施通知においても、同様の内容で周知をいたしました。 令和5年度の備品実査で所在不明だった備品は見つかりましたが、使用できない状況であったため備品異動処理を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 56	<p>使用する予定がなく放置されている備品については、他の小中学校への譲渡や処分等の活用方法について検討すべき(川越市立川越小学校) 現在、使用していない学校備品(ピアノ、アコーディオン等の楽器類など)が多くあるが、当該備品についての処分やその他の活用方法については特段考えられていないとのことであり、準備室や教室等に置かれたままの状態となっている。未使用備品については他の小中学校において使用できる場合もあるため、資産の有効利用の観点からその活用方法について検討すべきである。また、使用できないものに関しては、処分や売却等について検討すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>今までその学校のみで保有している未使用備品について、使用可能なものは他校での有効活用や、不要なものは処分等を行うようあらためて各学校へ通知による指導を行いました。また全校宛の備品精査の実施通知において、同様の内容を周知いたしました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>
意見 57	<p>使用していない石油ストーブについては、その使用の有無を検討し、使用する予定がある場合には、その危険性を勘案して保管マニュアルを作成すべき(川越市立川越小学校) 各教室に石油ストーブが設置されているが、現在はエアコンを使用することが多く、ほとんどの教室で使用されていない。また、灯油タンクはストーブから分離し、空き教室等に移動して保管している状況である。今後使用する予定であれば、故障や火事につながる危険性を勘案して、その保管方法や利用再開時の点検方法についてマニュアル化し、そのマニュアルに沿って保管しておくべきであり、明らかに今後使用しない石油ストーブであれば廃棄を検討すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>本実査の対象校につきましては、エアコンの普及に伴い長期間にわたって明らかに使用していない石油ストーブについて、使用する際の安全面が保証されないこと、また再度使用する際には点検等の費用がかかることから、廃棄するよう学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>
意見 58	<p>以前使用していた備品シールについては剥がすべき(川越市立川越小学校) 一部の備品について、以前使用していた備品シールと、現行の備品シールの両方が貼付されており、分かりにくい状況になっている。また、特定備品でなくなった備品についても、同様の状態となっている。古い備品シールについては全て剥がし、現行の備品シールにて備品管理をすべきである。</p>	学校管理課	○			<p>現行の備品シールと旧備品シールの両方が貼付されている備品及び旧備品シールが貼付されているにも関わらず既に備品として取り扱っていない物品については、旧備品シールを剥がして返納、廃棄するよう各学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 59	<p>現在の学習指導要領で使用しない薬品については、廃棄等の検討をすべき(川越市立川越小学校) 薬品管理カードを閲覧したところ、購入時から使用されていない薬品があった。担当者曰く、当該薬品については、学習指導要領が変更になり現在使用しておらず、当該薬品以外にもそのような薬品があるとの回答を受けた。現在使用していない薬品を保有し続けることは、時間の経過とともに容器の劣化・破損が進むことや、内容物が分からなくなる等のリスクが増大し、その中には危険性の高い薬品が含まれている可能性も考えられる。そのため、不要な薬品については廃棄の必要性の有無を検討し、廃棄薬品となった場合には川越市の廃棄手順に従い、速やかに廃棄の手続きを行うべきである。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、不要な薬品等について、川越市立学校理科薬品等管理規程に基づき、計画的に廃棄を進めているよう指示し、校長が所属職員に指示しました。 当該校において、川越市立学校理科薬品等管理規程に基づき、不要な薬品等については、計画的に廃棄を進めているのを確認しました。 また、川越市立学校理科薬品等管理規程に基づき、不要な薬品等については、計画的に破棄をするよう学校訪問や校長会等で指導しました。</p>
意見 60	<p>学校プールを使用可能と判断する要素の1つである、残留塩素測定値について、使用可能となる数値の下限及び上限を明確にして周知すべき(川越市立川越小学校) 学校プールを使用する際には、朝、使用時、夕方(終了時)に残留塩素を測定しているが、プールが使用可能となる残留塩素値の範囲について明確化されておらず、どのような基準によって残留塩素値からプール使用可否を決定しているかが不明瞭であった。児童の安全面を考えても上限及び下限を明確にして周知すべきである。</p>	教育指導課	○			<p>学校に対し、残留塩素の上限・下限の基準値を、学校プール管理日誌に記載する、学校ごとのマニュアルに記載するなどを指示し、校長が所属職員に指示しました。 令和7年度は、学校プール管理日誌にプールが使用可能となる残留塩素値の範囲が記載されていることを確認しました。</p>
意見 61	<p>学校薬剤師によるプールの水質点検のタイミングについて検討すべき(川越市立川越小学校) 学校プール管理日誌には学校薬剤師所見欄が設けられており、令和5年度においては7月24日、7月25日、7月27日の学校プール管理日誌に学校薬剤師の押印があるため、同日に学校薬剤師による水質点検が行われたと思われるが、その水質点検のタイミングの定めについて明確化されていない。学校薬剤師のプール水質点検のタイミングについては、適切な時期に行うことが適切と考えられることから、その時期について明確にして周知すべきである。</p>	教育指導課		○		

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 62	<p>預金口座名義について原則校長名義とする規定は変更すべき(川越市立川越小学校) 川越小学校会計事務取扱基準によれば、学校徴収金の預金口座名義は特別な理由がある場合を除き校長名義とする旨の記載があるが、川越小学校の学校徴収金についての預金口座名義は学校名義となっている。そもそも、法人格を有しない市立小学校の預金口座名義の付し方についてどこまで許容されるのかについては金融機関の方針に合わせた運用にせざるを得ない状況と考えられる。そのため、預金口座名義に学校名を含めることまでを求めるなど、金融機関の方針に合わせた運用を可能とする規定に変更すべきである。</p>	学校管理課	○			学校に対し、預金口座名義に関する規定について預金口座名義を原則学校名とするよう指示しました。その後、規定が変更されていることを確認しました。
意見 63	<p>学校徴収金についての監査の実施結果及び会計報告についての報告書の作成について検討すべき(川越市立川越小学校) 川越小学校会計事務取扱基準によれば、学校徴収金について監査を実施し、監査終了後に会計報告書を提出することとなっているが、現状は当該報告書の作成はなく、学校徴収金の管理台帳の下部において、報告する旨の記載と、校長及び教頭の押印があるのみである。一部の管理台帳では、校長及び教頭の押印がないものも発見された。保護者向けの会計報告書は作成されてはいるが、その前段階にて、監査の実施結果及び会計報告について、様式やルール等を定め運用すべきであると考えられる。</p>	学校管理課	○			学校に対し、川越小学校会計事務取扱基準に基づき、監査の実施結果及び会計報告について、様式やルール等を定め運用するよう指導し、校長が所属職員に指導しました。 令和6年度の2学期から学校徴収金の管理台帳に月ごとに校長及び教頭等が確認し、押印していることを確認しました。
意見 64	<p>預金通帳の保管期間についてルール化すべき(川越市立川越小学校) 学校徴収金を管理する預金通帳の保管期間について、ルールとして定められておらず、過去の預金通帳の提示を依頼したところ、保管状況が不明確との回答であった。預金通帳は預金出納の証拠書類の1つであるから、保管期間についてのルールを定めて適切に保管すべきである。</p>	学校管理課	○			学校に対し、預金通帳の保管期間についてのルールを定めることを指示し、校長が所属職員に指示しました。 令和7年度は預金通帳の保管期間について定めていることを確認しました。 また、預金通帳の保管期間について、学校教育法施行規則第28条第2項で5年間保存することとされていることから、当該法令に基づき、適切に管理するよう学校訪問や校長会等で指導しました。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 65	<p>図書室の蔵書の棚卸についてのルールを定めるべき(川越市立川越小学校) 図書室の蔵書の棚卸は年に1度実施しているが、当該棚卸についてのルールが規程等に示されておらず、現在は過去の慣習にしたがって棚卸を行っている状況である。当該棚卸については担当者によって「棚卸方法に違いが生じる」「行うべき事項が行われない」「保管すべき文書が保管されない」といったことがないように、現物チェックの時期、棚卸方法、棚卸チェック表の保管方法等、棚卸に関するルールを定め、当該ルールに従って棚卸を実施すべきである。</p>	教育指導課			○	<p>令和8年1月の学校司書を対象とした研修会において、学校図書館新システムの利用方法を含め、改めて蔵書の棚卸について、再度周知を行いました。各学校における学校図書館の規模や配置が異なるため、検討の結果、特に市立学校全体で棚卸に関するルールや規定等は定めませんが、学校図書館システムによる蔵書点検の機能拡充により、各学校において、現物チェックを実施した日時等の記録を確実に残し、紛失本の削減に努めてまいります。</p>
意見 66	<p>図書室の蔵書の紛失について、児童への周知も含め、紛失図書を減らすための対策を講じるべき(川越市立川越小学校) 川越小学校の図書室の蔵書について、毎年一定数が紛失しており、令和5年度の蔵書点検では15冊の本が紛失し、また、4年前から見つからない本が33冊となっている。紛失した蔵書については、リスト化し図書室内に掲示して検索を呼び掛けており、いくつか返却される本もあるものの、見つからない本も多い。学校図書室の蔵書については、公金により購入されたものであることから、紛失をできる限り少なくするための有効策を、児童への周知も含めて検討し、対策を講じていくべきである。</p>	教育指導課	○			<p>学校に対し、蔵書の紛失の対策を講じるよう指示し、学校においては、蔵書の紛失を防ぐため、学校司書が図書データベースより定期的に未返却本のお知らせ及びリストを発行し、未返却者への呼びかけを強化することとしました。 また、学校全体でリストを把握し、担任から家庭に確実に伝えていただく等、更なる対策を検討してまいります。</p>
意見 67	<p>学校内に他部署の実査対象備品がある場合には実査前に連携をとるべき(川越市立高階小学校) 備品実査の保管場所別チェック表を閲覧したところ、学童保育室(3階)の備品について何もチェックがついていなかったため、小学校の担当者へ確認したところ、当該保管場所の鍵は教育財務課が担当部署として保管しているため、小学校としては実査していないとのことである。この点を教育財務課へ確認したところ、学童保育室として使用する以前から学校で所有していた物は学校の備品であり、教育財務課は管理者として備品をいわば学校から借りている状態であったが、令和5年度の当該備品の実査はしていないとのことであった。備品実査の前に連携をとり、実査に取り掛かるべきである。</p>	教育財務課	○			<p>今回の対象である高階小学校においては、学童保育室が開室していない時でも実査ができるよう、当該教室の鍵を学校側に渡しました。 また、開室している時間帯につきましては、学校職員が備品実査に来た際には協力するよう学童保育室の職員に情報共有を行いました。 引き続き学校管理課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 68	<p>備品の実査については、複数名で実施すべき(川越市立高階小学校) 備品の管理状況を把握するために、放送室の備品の現物確認を実施したところ、保管場所別チェック表には記載されているが実際には現物が見つけれない備品があった。実査方法を確認したところ、保管場所別チェック表に基づいて担当者1人で確認しているとのことである。担当者1人による実査では、相互牽制機能もなく、確認漏れ等のリスクも生じやすくなることから、実効性を確保するためには複数名で実査を行うことが望まれる。</p>	学校管理課	○			令和7年度以降の実査において、備品の実査は複数名で実施するよう各学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。
意見 69	<p>以前使用していた備品シールについては剥がすべき(川越市立高階小学校) 一部の備品について、以前使用していた備品シールと現在使用している備品シールの両方が貼付されており、わかりにくい状況になっている。また、現在備品として管理していないものも以前使用していた備品シールが貼付されている。適切に備品を管理するためには、以前使用していた備品シールは全て剥がすべきである。</p>	学校管理課	○			現行の備品シールと旧備品シールの両方が貼付されている備品及び旧備品シールが貼付されているにも関わらず既に備品として取り扱っていない物品については、旧備品シールを剥がして返納、廃棄するよう各学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。
意見 70	<p>預金口座名義について原則校長名義とする規定は変更すべき(川越市立高階小学校) 川越市立高階小学校会計事務規定によると、集金した現金は、教頭が校長名の口座に預金することになっているが、実際には校長名ではなく「川越市立高階小学校学年会計1学年」など学年ごとの名義となっている。この点、学校名と個人名の併記でなければ預金口座の発行を認めない金融機関がある一方で、預金口座名義を学校名で発行する金融機関もあるなど、預金口座名義については金融機関の方針に合わせた運用にせざるを得ない状況である。そのため、預金口座名義に学校名を含めることまでを求めると、金融機関の方針に合わせた運用を可能とする規定に変更すべきである。</p>	学校管理課	○			川越市立高階小学校会計事務規定に定められている、預金口座名義に関する規定について、預金口座名義が学校名に変更されていることを確認しました。 引き続き、適切に管理するよう学校訪問や校長会等で指導してまいります。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 71	<p>川越市立高階小学校会計事務規定に定められた会計事務についての研修会の実施記録を作成すべき(川越市立高階小学校) 川越市立高階小学校会計事務規定によると、会計事務についての研修会を定期(年度初め)、臨時(必要に応じて)に行うことになっているが、実際は年度初めの職員会議内の各種規定の説明の中で、会計事務規定の説明もあわせて実施しているとのことであり、この点について特段の記録もなされていない。研修会を定期に行うと定めている以上は、研修会の実施を明確にすべく、実施記録を作成すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、川越市立高階小学校会計事務規定に基づいて職員会議で会計事務規定の説明等を行った場合には、職員会議録にその都度、記録を記載することを指示しました。 令和7年度は、職員会議で会計事務規定の説明等を行った後は、職員会議録に実施した記録を記載していることを確認しました。</p>
意見 72	<p>川越市立高階小学校会計事務規定に定められている会計監査等について、会計監査の実施方法や結果報告の方法を明確にすべき(川越市立高階小学校) 川越市立高階小学校会計事務規定に会計監査等について定められているが、その内容は、各学年は、学期に1回以上、出納帳・関係書類(学年だより等集金の通知・領収証綴り・保護者宛会計報告)の確認を行い、校長に決算の報告を行うようになっており、会計監査の実施方法、結果報告の方法について特に定められていない。会計監査の方法を明確に規定すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>川越市立高階小学校会計事務規定に定められている会計監査等について、実施時期や報告手段など具体的かつ明確な方法に変更されていることを確認しました。 引き続き、適切に管理するため、学校訪問や校長会等で指導してまいります。</p>
意見 73	<p>預金通帳の保管期間についてルール化すべき(川越市立高階小学校) 学校徴収金を管理する預金通帳の保管期間について、ルールとして定められておらず、過去の預金通帳の提示を依頼したところ、保管状況が不明確との回答であった。預金通帳は預金出納の証拠書類の1つであるから、保管期間についてのルールを定めて適切に保管すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>学校に対し、預金通帳の保管期間についてのルールを定めることを指示し、校長が所属職員に指示しました。 令和7年度は預金通帳の保管期間を定めたことを確認しました。 また、預金通帳の保管期間について、学校教育法施行規則第28条第2項で5年間保存することとされていることを踏まえ、適切に管理するように学校訪問や校長会等で指導しました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 74	<p>図書室の蔵書の棚卸についてルールを定めるべき(川越市立高階小学校) 図書室の蔵書の棚卸は年に1度実施しているが、実施時期や方法は特に定められておらず、実施記録の確認や保存は特になされていないとのことである。図書室の蔵書は紛失リスクもあることから、棚卸のルールを定め、適切に管理すべきである。</p>	教育指導課			○	<p>令和8年1月の学校司書を対象とした研修会において、学校図書館新システムの利用方法を含め、改めて蔵書の棚卸について、再度周知を行いました。各学校における学校図書館の規模や配置が異なるため、検討の結果、特に市立学校全体で棚卸に関するルールや規定等は定めませんが、学校図書館システムによる蔵書点検の機能拡充により、各学校において、現物チェックを実施した日時等の記録を確実に残し、紛失本の削減に努めてまいります。</p>
意見 75	<p>備品の実査にあたっては台帳に記載されている備品の有無を確認するだけでなく、台帳に記載されていない備品があった場合にも報告をあげるようにすべき(川越市立富士見中学校) 備品台帳と現物の照合をサンプルで実施したところ、備品台帳に記載されていない備品(チューバ、保管場所:音楽室)が検出された。当該備品は過去から備品台帳に記載されておらず、かつ使用頻度は非常に低いものであり、備品台帳に記載されていない経緯は不明であった。備品の実査にあたっては備品台帳(リスト)から現物の有無を確認するだけでなく、台帳に記載されていない現物の有無を把握することも目的の一つであることを認識したうえで実査すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>実査においては、台帳に記載されていない現物の有無をあらためて確認するため、備品一覧から確認するとともに、物品から探すようにするよう各学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>
意見 76	<p>実査の結果、廃棄することが決まった備品については、不正な処分がなされるリスクを回避するため、それらをリスト化して責任者の承認をとるべき(川越市立富士見中学校) 年に1回行う備品の実査では、実査時に使用するチェック表にその所在の有無のほか、廃棄や修理の必要性などを明らかにすることになっている。その後、廃棄が決まった備品については校内の廃棄保管庫へ異動し、実処分がなされたときに校長に対してその事実の報告がなされることとなっている。 売却が可能であるなど、流用可能性のある備品に対して不正な処分が行われるリスクを鑑みて、実査を行った際には実査結果として備品の実在性や使用可能性に関する取りまとめを行い、使用できない場合には帳簿上の除却処理や実廃棄にかかる決裁を申請することが必要と考える。</p>	学校管理課	○			<p>修繕が必要な備品や、処分すべき備品等についてはリスト化し、校長が確認の上、その後も、状況の確認を行うよう実査の手続きについて各学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 77	<p>部活動費の一部が生徒会費から支出されているが、加入が必須ではない部活動にかかる費用を生徒会費から支出することについて見直しを検討すべき(川越市立富士見中学校)</p> <p>学校徴収金の一つである生徒会費は学校行事で使用する消耗品の購入や部活動費の一部補助の支出がなされている。このうち学校の部活動については生徒の自主的・自発的な参加という位置づけとなっており、その加入割合も年々微減しているとのことである。また、部活動によって補助金額が異なっている状況であるため、部活動間でも公平とは言い難い状況になっている。そのため、生徒会費の執行という観点からは適切な受益者負担となっていない状況といえる。部活動費については生徒会費から支出するのではなく、その部活動に参加している生徒の保護者から徴収することを検討すべきである。</p>	学校管理課		○		
意見 78	<p>教材費会計に林間学校にかかる収入・支出が含まれており、本来は別会計で執行管理すべき</p> <p>令和5年度の中学1年生は小学生時代に新型コロナウイルス感染拡大防止を理由に修学旅行を経験することができなかったことから、特別措置として中学1年次において林間学校を実施することとなった。この活動で発生する収支については教材費会計に含めて事務処理が行われていたが、多額の現金が動くことから本来は修学旅行積立金と同様の会計単位を設定し、執行管理をすべきと考える。</p>	学校管理課			○	<p>学校に対し、校外学習においては、教材費とは別に出納簿を作成するよう指示し、校長が所属職員に指示を出しました。林間学校については、実施しておりません。富士見中では、修学旅行の集金を業者に依頼したため、出納簿は作成しておりません。</p> <p>なお、他の学校については、教材費と校外学習の出納簿を別で作成するよう指導しました。</p>
意見 79	<p>図書室管轄の蔵書となっているもののうち、図書室以外の場所で保管されている蔵書については保管状況が判然としないためその取扱いを明確にすべき(川越市立富士見中学校)</p> <p>年に1回図書室内にある蔵書は棚卸を実施し、蔵書システムに登録することで紛失図書の有無を把握している。所在が不明な蔵書は未点検図書一覧として蔵書システムから出力されるが、その一覧において保管場所が美術室となっている蔵書が存在し、それらについては図書室では管理対象外になっているとのことであった。また、当該図書については美術科の教員が管理する運用にしているとのことであるが、その管理状況については図書室側ではフォローしていないとの回答を得た。蔵書管理は図書室にてシステム管理をしているのだから、図書室が棚卸をすべきと考える。</p>	教育指導課	○			<p>学校に対し、蔵書は図書室で保管するよう指示し、校長が美術科教員に指示しました。</p> <p>令和7年度は、保管場所が美術室になっている蔵書は、図書室で管理するように蔵書システムの保管場所を図書室に変更したことを確認しました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 80	<p>学校備品の実査についての関連資料やシステムデータは少なくとも過去数年間は保存すべき(川越市立初雁中学校) 令和6年度の実査において令和5年度の保管場所別チェック表は廃棄され、令和6年度の情報にシステムデータを上書きしたとのことであり、令和5年度以前の備品実査の状況が確認できない状況であった。関連資料は1年で廃棄すべきではなく、またシステムデータを上書きする場合はバックアップを保存する等、少なくとも過去数年間の履歴を残すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>過去の実査の状況が確認できるよう、関連資料及びシステムデータを保存することいたしました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>
意見 81	<p>学校備品の実査について、保管場所別チェック表に実施者、確認日及び備品の有無について確実に記載すべき(川越市立初雁中学校) 令和6年度の実査において保管場所別チェック表を閲覧したところ、実施者名を記載する氏名欄及び確認日を記入する確認日欄が空欄のまま提出されているものや、「あり」または「なし」欄のいずれにも記載がないものが散見された。実施者及び確認日の記載は、備品の現物確認を行った証拠になるとともに責任の所在を明らかにするために必要なものである。また、備品の有無について、「あり」または「なし」欄のいずれにも記載がなければ「なし」と推定すべきなのか、または確認漏れなのかを判別できず、現物確認を完了したとは認められない。実施者、確認日及び備品の有無のいずれも記載すべきである。</p>	学校管理課	○			<p>学校備品の実査の実効性を確保するため、学校備品の実査について統一的な内容を定め、それに従って実施するとともに、実施者、確認日及び備品の有無について、必ず記載するよう各学校へ通知による指導を行いました。 令和6年度の実査において保管場所別チェック表の不備につきましては、実施者、確認日及び備品の有無を記載するよう対応いたしました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>
意見 82	<p>学校備品の実査についての具体的なルールを定めるべき(川越市立初雁中学校) 備品の現物確認について、毎年いつまでに誰がどのように実施し報告するのか、備品がない場合にはいつまでに報告し不用決定を行うのか、それを誰がチェックし記録として残すのか等の具体的なルールがないため、学校や担当者ごとによって異なる内容や精度で行われ、かつ実効性が十分に確保できていない現状となっている。学校備品の実査についての具体的なルールを定めるべきである。</p>	学校管理課	○			<p>学校備品の実査の実効性を確保するため、学校備品の実査について統一的な内容を定め、それに従って実施するよう各学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 83	<p>学校備品の実査は複数名で実施すべき(川越市立初雁中学校) 備品の現物確認の実施方法について質問したところ、備品の現物確認は一人で実施されている現状にあるが、一人では経験等により備品の現物確認の精度にばらつきが生じる場合があり、また備品を私的に使用したり売却したりする等の不正を行っている場合でも露見せず、隠ぺいを行う機会を与えていることになる。 備品の現物確認の精度の向上や虚偽の報告、備品の横領等を防止する観点から、備品の現物確認は相互牽制が働く複数名で実施するべきである。</p>	学校管理課	○			<p>令和7年度の実査において、備品の実査は複数名で実施することとし、各学校へ通知による指導を行いました。 引き続き教育財務課と調整を行い、適正な管理、指導に努めてまいります。</p>
意見 84	<p>備品管理システムは一元化すべき(川越市立初雁中学校) 学校備品の管理について、財務会計システム(FAST)及び備品サブシステムが併用されているが、二つのシステムを並行して管理しなければならない等煩雑で非効率な事務が想定される。学校備品について未だ二つのシステムが併存している状況となっているため、備品管理システムはFASTに一元化すべきである。</p>	教育財務課		○		
意見 85	<p>学校プール管理日誌の学校薬剤師所見欄に記載すべき(川越市立初雁中学校) 学校プール管理日誌の学校薬剤師所見欄について、令和5年度は1日も所見が記載されていない。プールは当番管理をする教諭によって塩素を投入し残留塩素濃度を測定して使用されるが、薬品の使用により事故が起きる可能性も考えられるため、学校薬剤師によるチェックを行うことでより安全に使用できるものと考えられる。学校薬剤師によるチェックを行い、学校プール管理日誌に所見を記入すべきである。</p>	教育指導課	○			<p>学校に対し、学校薬剤師によるチェックを行うこと及び、体育科教員のみによる残留塩素などプール薬剤の投入を行うことの無いような体制を構築することについて学校に指示しました。 令和7年度は、学校プール管理日誌の学校所見欄について、学校薬剤師によるチェックが行われ、所見に記載されていることを確認いたしました。</p>

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 86	<p>多額の現金の金融機関への預け入れ及び預金の引き出しを1名で行うことは避けるべき(川越市立初雁中学校) 初雁中学校では数百万円単位の現金の金融機関への預け入れ及び預金の引き出しを行うことがあり、しかも教頭1名で行っているとのことであった。多額の現金を扱うことは通常心理的な負担がかかるものであり、また盗難等の事件・事故の恐れがあるので、そもそも500名程度の生徒の保護者から現金を預かること自体を避けることも含めて検討すべきである。</p>	学校管理課	○			令和7年度から、集金システムを導入し、集金を行っているため、多額の現金を預けに行くことはなくなりました。なお、多額の現金を金融機関から引き出す際には、教頭1名ではなく、2名で対応する体制を整えました。
意見 87	<p>年度末に会計報告のみならず会計監査を行うべき(川越市立初雁中学校) 川越市立初雁中学校会計事務等取扱規定では、会計監査について第8条に「年度末に会計監査を行う。監査は保護者または管理職が行う。」と規定している。同規定第7条に定める学年費(教材費)及び旅行積立の会計報告は、各学期に1回、保護者に対して行われているが、年度末の会計監査は、上記会計報告の作成や確認に含めていると説明があった。会計報告と会計監査は明確に異なるものであるため、両者を峻別して会計監査を実施すべきである。</p>	学校管理課	○			学校に対し、川越市立初雁中学校会計事務等取扱規定を順守して監査を実施するよう指示し、校長が教頭に指示をしました。
意見 88	<p>生徒会費についても出納帳を作成し入出金や残高を管理すべき(川越市立初雁中学校) 生徒会費については、学年費(教材費)と異なり、出納帳を作成せずに通帳のみで入出金や残高を管理している状況にある。出納帳を作成せずに通帳のみで入出金の管理を行っている、生徒会費を管理している者もそれをチェックする者も事務処理誤りに気付きにくくなる。現に生徒会費のチェック者である教頭によれば、チェックに相当の時間がかかっているとのことであるが、これはチェックに時間がかかっているのではなく、出納の内容を理解することに時間を浪費することでチェックへの労力が削がれている状況である。出納帳を作成し、入出金や残高を管理すべきである。</p>	学校管理課	○			学校に対し、生徒会費について、出納簿を作成するよう指示し、校長が所属職員に指示しました。 生徒会費については、通帳のみの管理ではなく、学年費と同じように、出納簿を作成し、管理していることを確認しました。

令和6年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況(意見)

令和8年2月1日現在

意見	見出し(太字ゴシック部分)及び要旨	所属名	措置状況			理由・内容等
			措置を講じた	検討中／対応中	措置を講じない	
意見 89	<p>立替払いの運用について学校管理課は適切な指導をすべき(川越市立初雁中学校) 家庭科で使用する食材等、授業で使用するものを購入する際に教諭が立替払いで購入することがあるとのことである。この点を学校管理課に確認したところ、課としては年度当初のまだ学校徴収金を徴収していないタイミングでの支払等、立替払いの運用は非常に限られたものを想定しており、基本的に立替払いを認めていないとのことであった。学校管理課は適切な指導をすべきである。</p>	学校管理課	○			学校に対し、原則立替払いを行わないとともに、立替払いをした後は、速やかに精算を行うよう指導し、校長が所属職員に指導しました。 その結果、原則立替払いを行っていないことを確認しました。 また、立替払いも含めた学校徴収金の取扱いについては、各学校で適切な運用が図られるよう学校訪問や校長会等で指導しました。
意見 90	<p>生徒会費を部活動費へ充当することについて再考すべき(川越市立初雁中学校) 学年費(教材費)の一部として保護者から生徒会費が徴収され、その生徒会費から一部が部活動費へ充当されている現状があるが、部活動は自主的な活動でありすべての生徒が部活動へ参加しているわけではなく、また、部活動ごとに生徒会費から部活動費へ充当されている金額が異なるので、生徒会費の用途について生徒間で不公平が生じており、再考すべきである。</p>	学校管理課		○		
意見 91	<p>不明図書に係る手続について教育機会の充実の観点から再考すべき(川越市立初雁中学校) 図書を紛失した場合や存在が不明の場合について、これらの亡失処理は運用として3年から5年程度出てこない場合に手続をしているとのことである。数年経過してから発見される場合があるとのことであり、亡失処理までの期間設定を一方向的に否定するものではないが、学校教育上有用な図書であっても亡失処理をしていないことを理由として何年間も補充されないことが生じる現状である。 亡失処理までの期間設定を変更する、あるいは亡失処理されていなくても有用な図書は補充するように運用を整えるなど、生徒の教育機会の充実の観点から不明図書に係る手続を再考すべきである。</p>	教育指導課	○			不明本の亡失に伴う処理までの期間設定は、市立図書館における不明本の亡失に伴う処理期間も参考としていることから、検討の結果、設定期間の変更はいたしません。亡失処理されていなくても有用な図書は児童生徒の貸出状況等に応じて補充できるよう、学校に指示してまいります。